

2025 年 2 月 14 日 13:30～
市ヶ谷ビジョンセンター
(ウェブ併用)

2025 年度自治労出身地方連合会専従者会議

議 事 次 第

開 会

石上委員長あいさつ

本部側自己紹介

【協議・報告事項】

- | | | | |
|-----|-----------------------------|------|--------|
| I | 労働課題に関する対応について | ………… | 伊藤書記長 |
| II | 第 27 回参議院選挙闘争の推進について | ………… | 山崎副委員長 |
| III | この間の政治的課題に関する自治労の考え方・対応について | ………… | 山崎副委員長 |

<意見交換>

—休憩—

【各地方連合会からの報告】

閉 会

(資料) 自治労出身地方連合会役員名簿

目 次

I 労働課題に関する対応について	P 1
・ 人事院月報（2024年 8 月号：人事行政報告・未来を見据えた人事行政）	
・ 「公務職場におけるカスタマーハラスメントの実態と課題（季刊・労働者の権利）」	
II 第27回参議院選挙闘争の推進について	P15
III この間の政治的課題に関する自治労の考え方・対応について	
①2025年度政府予算案・地方財政対策等について	P39
・ 2025年度政府予算案および所得税軽減策等に対する政党要請 （2024年11月13日 立憲民主党および国民民主党）	
・ 2025年度政府予算案・地方財政対策に関する談話（2025年 1 月 8 日）	
・ 2025年度政府予算案・地方財政計画について （2025年 2 月 4 日 自治労協力国会議員団会議）	
・ 所得課税軽減策等に対する対応について （2025年 2 月 1 日 自治体議員連合学習会）	
②自治体のデジタル化について	P60
・ 自治体のデジタル化に関する課題について （2025年 2 月 4 日 自治労協力国会議員団会議）	
・ 自治体DXに関する職場課題について （2025年 2 月 1 日 自治体議員連合学習会）	
③第 7 次エネルギー基本計画について	P63
・ 第 7 次エネルギー基本計画に対する自治労の考え方について （2025年 2 月 4 日 自治労協力国会議員団会議）	
<附属資料>	
自治労出身地方連合会役員名簿	P64

I 労働課題に関する対応について

1. 人事院・公務員問題懇話会（地方懇談会）に関する対応について

人材確保競争は企業、公務を問わず激しさを増しています。

賃金や福利厚生などですで見劣りがする公務では、地方では数年前から全国的に、国家公務員でも昨年技術系一般職で、募集に合格者が達しない状況が生じています。

こうした中で、人事院は地方で懇談の場を持っており、地方連合会から地方公務員や自治労の思いを踏まえた発言や要請をいただいています。

来年度以降についても、人材確保が困難な状況や公務職場の人气低迷は持続すると考えられることから、地方公務員にも直接的、間接的に影響を与える国家公務員の確保や処遇改善策について、自治労の各県本部（中央本部も）とも連携いただきつつ、機会をとらえたご発言がいただけるようご協力をお願い致します。

2024 年度における経過は別紙「人事院公務員月報 2024 年 8 月号」のとおりです。

2. 地方自治体など公務におけるカスタマーハラスメントについて

第 217 回通常国会に、労働施策総合推進法の改正案が提出され、カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）に対する雇用主の就業上の措置が義務化される見込みです。

自治労としては、他産別に先駆けて実態調査を行い、県本部・単組における自治体現場での課題解決にむけた取り組み（＝カスハラ対策）の前進と、連合などに対する政策提言などを進めてきました。

他方で、公務職場特有の課題もあり、民間と同じ対策では対応困難な事態も散見されることから、地方連合会から首長への政策要望や自治体としての独自の対策条例を検討される際には、

- ① カスハラの行為者に対して行政対応を遮断した場合、代替性がなく、生存権など憲法に保障された権利にかかわるため、正確な事実認定・カスハラ判定、第三者（中立）機関を手続きの間におくことなど、慎重な制度設計と運用が必要であること
- ② 行政の窓口や各種事業所には、公務員以外の労働者も多く、カスハラ被害にあっていたとしても上記①の事情を背景にして、実質的に対応がなされない可能性があること
- ③ そうは言っても、現実には極めて悪質なカスハラがあるため、現場の組合員からは強い対応を可能とする（法的）人材や技術的助言など制度面での支援を必要とする要望があること

を踏まえた議論やご対応をお願いします。

なお、①～③をはじめとした困難な課題については、別紙「公務職場におけるカスタマーハラスメントの実態と課題」をご参照ください。

人事行政報告

未来を見据えた人事行政

～公務員問題懇話会を開催～

人事院は、毎年、全国各地に総裁、人事官が赴き、経済界、言論界、学界、労働界など各地域の様々な分野の有識者に国家公務員の制度を説明し、御理解をいただくとともに、国家公務員の人事行政をめぐる諸問題について率直な御意見を伺うことを目的として、公務員問題懇話会を開催しています。

本年は、静岡県静岡市、香川県高松市及び北海道札幌市の三都市で開催し、公務員組織を支える多様な有為な人材の確保のための一体的な取組、職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策、多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備、適正な国家公務員給与の確保等の人事院の取組について説明するとともに、人事行政諮問会議の中間報告（令和六年五月）の概要について説明を行い、有識者から、公務員人事管理全般にわたり、中・長期的な視点も踏まえて幅広い御意見をいただきました。

人事院では、これらの御意見・御提言を真摯に受け止め、国民からの期待に応えられるよう人事行政の改善に努めていきたいと考えています。

総務課

公務員組織を支える多様な有為な人材の確保のための一体的な取組

志望者の拡大について

○ 公務の仕事が地域に与える影響力は依

然として大きく、特に国家公務員は、国の中枢を担うダイナミックでやりがいのある仕事だと思う。しかし、志望者が減少傾向にあるのは、そうした仕事の本質が伝わっていないのではないか。

○ 国家公務員ほどやりがいのある仕事はなく、様々な研修があり、多くのスキルを身に付けることもできる。今の若者は、利己的ではなくて利他的であり、人のために尽くすことに幸せを感じる人たちが多いため、若者に国家公務員のやりがいをアピールすることによって優秀な人材に来てもらえるのではないか。

○ 中央省庁から地方官署に異動する職員にも素晴らしい職員が多い。中学校・高校といった学校教育の中でも、国家公務員の仕事を知ってもらう機会を作るなどして、国家公務員の素晴らしさを知ってもらいたい。

○ 優秀な人材を確保するには、やりがいを持たせること、待遇を良くすることの二つが重要。大企業との競争に勝つためには大幅に給与を引き上げる必要がある。

○ 国家公務員が実際にどのような仕事をしているのか、イメージがあまり湧かない。例えば、インターンシップ制度を広く活用して学生に具体的な業務を知ってもらう機会を増やせば、今の学生は情報伝達が非常に早いので、情報が拡散され、良い効果につながるのではないか。

○ インターンシップなどを通じて、採用前に学生の接点を増やし、仕事の良い面

人事行政報告 未来を見据えた人事行政 ～ 公務員問題懇話会を開催 ～



▲公務員問題懇話会の様子（静岡市）

だけを見せるのではなく、時にはネガティブな部分を見せることも必要である。

○ 国家公務員という職業が、若い人たちにとって、もっと身近で、自分のキャリアや学んでいくことの延長線にあり、スーパーマンでなくても目指せるものであるということが伝わると、目指そうと思う人がより増えると思う。

○ 公務員志望者は試験勉強に注力するため民間併願をしておらず、逆に、民間企業を志望する学生は公務員を志望しない

状況である。専門試験を廃止するなど、民間企業との併願をしやすいすれば、学生にとっては将来の選択肢が増えるため大きなメリットになるのではないかな。

多様な人材の確保について

○ 一度公務の現場を離れた人がまた働ける「アルムナイ採用」、「カムバック採用」や、現役職員の知人や友人を紹介してもらう「リファラル採用」など、採用のルートをより広く柔軟にしているかどうか。

○ 民間人材を確保すると、民間企業から見れば人材を引き抜かれたという印象がある。民間出身者が公務で働いた後、また民間企業に戻る仕組みを充実させていくと良いのではないかな。

職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

離職の防止について

○ 昇進意欲が一定程度下がっていくと、離職意向に転じる傾向にある。したがって、昇進意欲が下がっていないか、適切な昇進意欲をちゃんと持っているかどうかということ、組織として定点点観測することによって、離職意向がある程度予

測可能になると考える。

○ 離職者が多いのは、やりがいが見出せていないからではないかな。国民の声を直接聞き、自分が作った政策がこれだけ国民のためになったと実感が湧けば、この仕事を続けようと思えるのではないかな。

○ 国家公務員に感謝や尊敬の気持ちを気軽に届けられる仕組みがあれば、国民からそのような声が出てきて、職員のモチベーションにつながるのではないかな。

キャリア形成支援について

○ 自律的なキャリア開発は民間企業でも重要視されている。国でも受講を希望する職員がいつでもキャリア形成支援研修を受けられるようにしたり、異動の希望を聞く面談などの際に研修の受講を促したりするなど、環境づくりを整える必要がある。

○ キャリアパスの明確化は、職員のやりがいやモチベーションの向上にもつながるので、人材育成において重要である。

○ 国家公務員から、成長実感がないという不満の声を耳にする。今後のキャリア形成に向けて、管理職と職員の双方向でのコミュニケーションを強化する必要がある。

○ 管理職が人事マネジメントにかける時間を確保し、当事者間の関係に悪化の兆しがあったら早期に修復することが必要である。

○ 採用試験の種類によってその後の人事ルートを固定化せず、働き始めた後に能力・素質等を見極めて多様なルートに行けるようにすることが適当である。

○ 意欲と一定程度の勤続年数がある国家公務員が、一定期間「学び直し」ができる制度、サバティカルのような制度を活用できるようにすると良い。そうすることで、新しい知見が得られるだけでなく、風通しの良い柔軟な職場の実現に近づいていくのではないか。

○ 優秀な若手職員を早期に登用することをはじめ、問題解決に向け多くの施策を考えており、とても良いことだと思う。重要なはその結果を「見える化」することである。特にこれまでを知らない若手にとっては、ただ漠然と働き方が変わったと言うのではなく、具体的にどの部分が変わったのかを示す必要がある。

適正な人事評価について
○ 公務員は頻繁に異動するので、担当業務について評価するという考え方が非常

にマッチしている。一方、管理職への昇任に関しては、どのような経験や人間力を持っているのかなど定性的な面も評価した上で選抜した方が良い。評価に当たっては、この二つの軸によって運用していくことが有効ではないか。

○ 人事評価制度について、一人の管理職が何十人も評価することは難しい。少人数をきめ細やかに評価する体制が重要である。

公務組織への円滑な適応支援（オンボーディング）の充実について

○ 中途採用者についても、仕事や職場に馴染めるよう研修の充実などに取り組んではどうか。民間企業でも効果があったので参考になると思う。

○ 官民人事交流によって採用された職員や任期付職員を職場に適応させるためには、その職場で求められていることを明確に伝えることが重要である。そのためにも、部下との関係を適切に構築するマネジメント力の向上が必要である。

高齢層職員の活躍推進について
○ 定年の引上げに伴い、役職定年後の六十歳以上の職員が引き続きモチベーション



▲公務員問題懇話会の様子（高松市）

ンを維持できる制度設計をしていくことが重要である。
○ 六十歳以降も第一線で働ける人はいるので、六十歳で重要なポストを離れるのはもったいないと感じる。人材不足の中で、能力のあるベテラン職員をどこまで活用できるか考える必要がある。

人事行政報告 未来を見据えた人事行政 ～ 公務員問題懇話会を開催 ～



▲公務員問題懇話会の様子（札幌市）

多様なワークスタイル・ライフスタイル実現のWell-beingの土壌となる環境整備

柔軟な働き方の推進について

- 柔軟な働き方を実現するために、様々な制度が導入されていると感じた。一方で、例えばフレックスタイム制の導入によって、管理職に負担が掛かっていないかなど、制度の導入による歪みについて把握する必要がある。
- 交替制等勤務職員の年次休暇について

て、日単位及び時間単位に加え、十五分単位でも使用可能としたことだが、交替制等勤務職員以外の職員についても拡大しても良いのではないか。

- 女性の幹部職員を増やすには、その手前のキャリアをどのように経験させるか、どのように育成していくかが非常に重要である。幹部となる手前で離脱してしまわないよう、働き方やライフスタイルの多様化、魅力ある勤務環境の整備に取り組むことが喫緊の課題である。

仕事と生活の両立支援について

- 仕事と生活の両立支援については、「働き続けられる」だけではなく、「両立しながら能力開発ができる」ということを目的とするべきである。
- 今までのように誰かが家にいることを前提にするのではなく、共働きを前提とした制度を実現して欲しい。そのためには背景にあるジェンダー・バイアスの払拭が非常に重要である。
- 育児休業の最中・直後は、両立に不安が大きく自身のキャリアに展望を持ってない人が多い。その時期に展望を持ってない働き方が消極的になり、働き方が消極的になると、その後のキャリアに関する

考え方も消極的になる。育児休業直後に、キャリアアップを含めた将来のキャリア展望をしっかりと意識させることが重要である。

- 地方出先機関の女性職員から、ロールモデルが少なく、戸惑うことが多いという話を聞く。女性職員のネットワーク形成や意見交換会を府省連携で行うなどにより、地方ならではの課題や悩みを共有する仕組みを構築してはどうか。

超過勤務の縮減について

- 最近の若い人はタイムパフォーマンスを重視する傾向がある。したがって、業務のデジタル化、リモートワークの推進のほか、生成AIの活用も考えてみてはどうか。
- 国家公務員の働き方のゴールは何か。民間企業と同様に月四十五時間を超える残業はしないなど、処遇や勤務環境も含めてゴールを決め、そこからバックキャスト的に取組内容を考えないと、少しずつしか進まず、いつまで経ってもゴールにたどり着かないように思う。
- まずは、現在の業務に対する各部署の適正人数が何人かを把握した方が良い。その上で、仮に現在の人数が妥当でない

場合には、DXの推進や配置変更などの取組を進めていかないと、人員不足の状況が変わらず、抜本的には改善しない。

○ 他律部署で超過勤務が原因となり心身が不調となっている職員がいるのであれば対策が必要。一方で他律的業務はなくてはならないものであり、職員をどうマネジメントして対応するのが重要である。

○ 国会の質問対応で残業が続いたり、議員からの厳しい質問などがニュースで流れたりすることも国家公務員のイメージダウンになる。国会側にも早急に理解してもらいながら対応しないと、長時間労働問題の解決は厳しいと考える。

職員の健康増進について

○ 長期病休者の七割が心の健康問題を原因としているのであれば、まずは健康的で明るい職場の雰囲気づくりといったところから見直す必要があるのではないかな。

ゼロ・ハラスメントに向けた取組について
○ 苦情相談については、相談者への適切な助言や問題の解決も重要だが、相談対応を行う相談員のフォローやケアについても積極的に検討すべきと考える。例えば、負担軽減のため、相談員の固定化は

避けるなどの工夫が必要である。また、相談員のスキルアップ研修の実施、困難事例への複数人対応、専門家による相談窓口の開設など様々なサポート体制も必要である。

倫理の保持について

○ 国家公務員の倫理規程は厳しすぎるのではないかな。人として当たり前の行動に對してブレイキをかけることはあつてはならない。あまりにも制限されると何もできないため、本質から外れない部分については、ある程度柔軟に對する必要があり、倫理規程が足かせになってしまふことのないようにした方がよい。

適正な公務員給与の確保等

○ 国家公務員の給与の増額は非常に難しいと理解しているが、国民のため、日本のために働く矜持を持てる給与水準になるよう、思い切った対応をしてはどうか。

○ 人事院の給与勧告は、労使交渉の代償措置なのだから、職種別民間給与実態調査を実施するのではなく、春闘での労働組合との労使交渉の中で妥結される数字

を参照する方が、より理解が得られるのではないかな。

○ 民間企業との人材確保競争で勝負するためには、もっと大きな企業と比較するなど、職種別民間給与実態調査の企業規模を見直すべきではないかな。

○ 給与はメリハリをつけるべきである。能力やモチベーションの低い人材を厚遇する必要はないが、本当に優秀な人材は厚遇するべき。

○ 社会や職場への貢献度が適正に給与に反映され、職員の納得性の高い給与体系にすることが必要である。

○ 自然災害からの復興・復旧に最前線で任務に当たるのは、公共サービス従事者が大半である。超過勤務手当や特殊勤務手当などを含め、現場の最前線で国民のために奮闘している公務員の期待に応える人事行政の実現をお願いしたい。

公務員問題懇話会の出席者

(敬称略、五十音順)

【静岡県静岡市】(6月18日開催)

かくやま	まさのり	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長
角山	雅典	
こくぼ	あきこ	静岡県立大学経営情報学部准教授
国保	祥子	
たかはし	あまひこ	静岡商工会議所副会頭、鈴与株式会社取締役副社長
高橋	明彦	
たけうち	ゆみ	弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所弁護士
竹内	裕美	
はしもと	かずゆき	株式会社静岡新聞社編集局専任局長兼論説委員長
橋本	和之	
はしもと	まりこ	株式会社テレビ静岡報道制作局長兼情報ニュース部長
橋本	真理子	

(人事院) 川本総裁、事務総局総括審議官、人材局参事官、中部事務局長

【香川県高松市】(6月19日開催)

あやだ	ゆうじろう	高松商工会議所会頭、株式会社百十四銀行取締役会長
綾田	裕次郎	
くぬい	ひろゆき	株式会社四国新聞社常務取締役編集局長兼論説委員長
桑井	弘之	
たていし	たける	日本労働組合総連合会香川県連合会事務局長
立石	猛	
ふじおか	みさこ	帝國製薬株式会社代表取締役社長
藤岡	実佐子	
ふじもと	ともこ	藤本智子法律事務所弁護士
藤本	智子	
よしざわ	やすよ	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
吉澤	康代	

(人事院) 伊藤人事官、事務総局審議官、職員福祉局職員福祉課長、四国事務局長

【北海道札幌市】(6月25日開催)

あべ	ゆきこ	北海道大学経済学研究院現代経済経営部門経済政策分野教授
安部	由起子	
いとう	しんたろう	北海道テレビ放送株式会社報道情報局長
伊藤	伸太郎	
かたぎり	ゆき	小樽商科大学副学長(商学部企業法学科教授)
片桐	由喜	
のたに	さとこ	札幌総合法律事務所弁護士
野谷	聡子	
はぎわら	みつのり	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長
萩原	光典	
ふじい	ゆたか	北海道経済連合会会長、北海道電力株式会社代表取締役会長
藤井	裕	

(人事院) 土生人事官、職員福祉局次長、人材局企画課長、給与局参事官、北海道事務局長

公務職場における カスタマーハラスメントの実態と課題



全日本自治団体労働組合(自治労) はやし てっぺい
総合労働局長 林 鉄兵

1 はじめに

本稿は、公務職場におけるカスタマーハラスメントについて、自治労の実施した調査^{*1}を連合や他産別等での調査と比較しつつ、公務職場特有の実態について触れ、対策の現在地から今後の課題について、自治体や公務に特有と考えられる点を中心に私見として述べたものである。

自治労は「単組の集合体」「連合体」という側面がある。個々の単組が自治体当局、首長などと労使関係を持ち、独立した労働組合としての自主決定が基本にある。県庁のような大規模単組から町村役場の小規模単組、税務や国民健康保険から子どもから老人、福祉や病院、交通、観光や環境まで、職場も多様であり、結果としてカスハラも多様な実態にある。ここに1点目の「特有」がある。1788自治体×多様な公務。なお、単組を束ねる47の都道府県本部では、執行部や書記局、機関会議を持ち、方針決定、統一闘争を推進していることを申し添えておく。

加えて、自治体では「国家公務員準拠ルール」の延長線上として、国家公務員におけるカスハラ対

策と、それを受けた総務省からの「技術的助言」を重ねる傾向にあり、独自での対策には慎重、あるいは後ろ向きな自治体もあることも指摘しておきたい。また、周辺自治体との横並び意識も根強い。

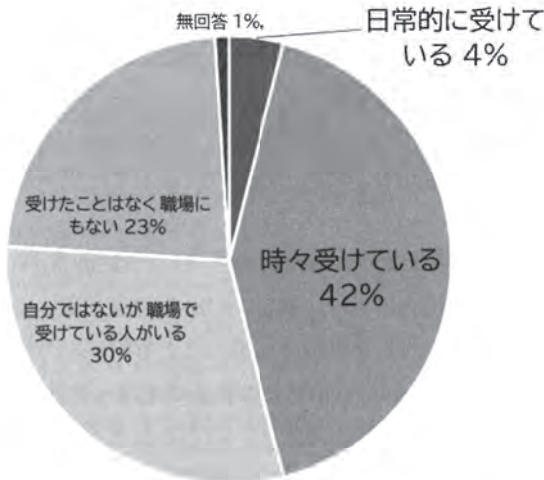
これらが背景にあるため、現在の法改正議論に積極的に関わりつつ、同時に自治体現場における対応も進めていく立場にあるものの、単組や現場ごとの取り組みが中心とならざるをえないこと、特有の課題の2点目として公務の代替性のなさ、さらに公務職場でのカスハラ対策と住民の基本的な人権を保障することの相反する二面性を持つ課題であることをあげたい。

自治労としては、こうした課題はありつつも、調査を基にして作成したマニュアル^{*2}において、定義や考え得る具体的な基準、カスハラの分類などを示し、自治体当局に防止策を要求するための事項など、基本的な考え方を示している。今後、法改正とそれをテコにした民間での取り組みが進む中で、自治体における具体的な事例をヨコ展開し、課題の前進=カスハラ対策を、組合員と住民の双方の人権を守る課題として進めていかなければならない、と考えている。

2 調査結果から見る公務職場の実態

【図1】

迷惑行為や悪質クレームの有無

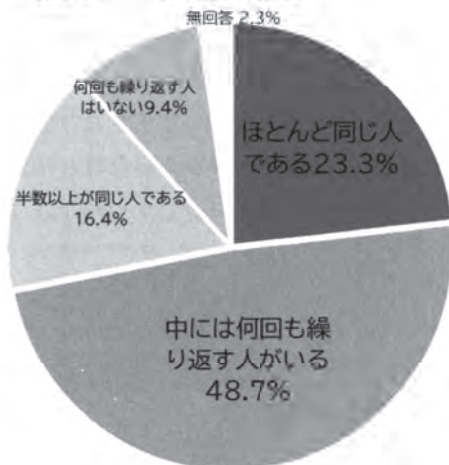


(1) 自治労の調査^{*3}では、回答者の46%が、迷惑行為や悪質クレームを受けた、と回答した(図1)。これはUAゼンセンがサービス業の組合員を対象とした調査^{*4}やUAゼンセンとヘルスケア労協が病院、介護で働く組合員などを対象とした調査^{*5}とも近い数字になっている。

自治体の現場においてどのような行為が行われ

【図2】

行為者の頻度



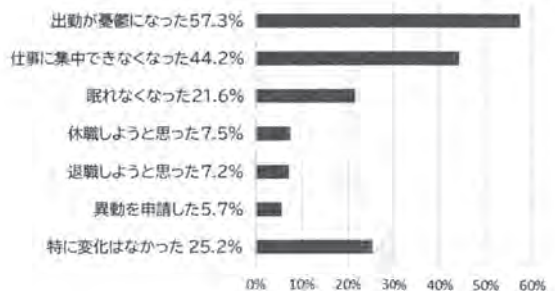
ているか、順にあげると暴言や説教、長時間のクレームや居座り、複数回に及ぶクレーム、と続きいずれも60%前後を占める割合で回答されている(複数回答可)。連合の調査^{*6}でも、公務におけるこれらの行為の数値は他業種と比較して高く、特に長時間のクレームや居座りと複数回に及ぶクレームは、全体と比較しても2倍から1.5倍の数字にある。

さらに、その行為者についてみると、ほとんど同じ人である(23.3%)、中には何回も繰り返す人がある(48.7%)、半数以上が同じ人である(16.4%)と、合計で88%が「常連」である(図2)。これは、筆者が各地で聞く組合員の声からも、実感として共有できる「役所あるある」でもある。

粗くまとめれば、自治体現場でのカスハラは他の企業などと比較して多いということはないが、その形態としては、よく来庁する、役所での有名人が、暴言や説教を交えながら同じ話を繰り返し、居座ってなかなか帰ってくれない、ものとなっている。

【図3】

行為を受けた後の状態



(2) こうした被害にあった組合員は、当然仕事や生活に支障をきたしている。図3で行為を受けた後の状態について高い順に示したが、眠れなくなった(21.6%)や休職・退職を考えたが7%程度あることから、個々の組合員に与える影響が大きいこと、さらに仕事に集中できないとする回答が高いことから、公共サービスの提供にマイナスの影響があることは明らかである。

なお、カスハラとの因果関係は明らかではないものの、地方公務員において精神面からの長期病気休職者と中途での退職者が増加していることは紹介しておきたい。いずれもこの15年で2倍に増加。精神面からの長期休職者に至っては、この25年で8.7倍に増加している。^{*7}^{*8}

(3) 想定外であったのが、被害にあった組合員の性別に有意な差がなかったことである。女性組合員のカスハラ被害が男性組合員よりも多い結果となるのではないかと想定してクロス集計なども依頼したが、いずれもそうした結果は得られなかった。

今後、法制度が整備され、事業主の雇用上の義務として個別にも、業界としても対策が進むとすれば、被害件数や傾向について経年での推移を確認することは重要である。UAゼンセンでは、労働施策推進法制定(2019年)以前から今日までに複数回実態調査を実施しているが、労働組合以外では一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会という業界団体が複数回実施しているので、以下紹介する。結果等は一部しか公表されていない^{*9}が、政党からのヒアリング時に配布されていた資料に今後の自治労調査にとって示唆的な項目がある。行為者の性別と年代である。他の年代や性別と比較して50代、60代の男性の割合が極めて高く、携帯電話の販売代理店という業態や業務内容(契約や修理の手続きが主で、一般にやや難解である)ということをしらひ引いても、同年代の女性客からのカスハラ行為と比してそれぞれ6倍、9.5倍という数字は非常に高い。同協会が「重点的に啓発すべき層」と位置付けているのは当然として、筆者の経験上も同じ感想を持つため、今後の対策に「啓発」が含まれるとすればアプローチすべき対象の「層」として明らかにしておくことも必要ではないか。

また、連合とUAゼンセンの調査では、カスハラの「きっかけ」について回答を得ているが、これも自治労調査にはない。「顧客の不満のはけ口・

いやがらせ」がいずれも割合としては最も多くなっている(連合47.4%、UA26.7%)が商品の欠陥やサービスのミス(連合17.2%、UA19.3%及び6.8%)も一定の割合があり、公務においてもサービス提供側に起因すると組合員がとらえている割合についても把握しておく必要があると考えている。団塊の世代の大量退職後、採用人数を増加させてはいるものの、「多くの自治体では、必要な採用者数を確保できなくなった、あるいは、採用者数はどうにか確保できてもその質を確保できなくなった、といった課題を抱える」^{*10}と指摘される状況もあり、行為者側を分析、対処するだけではカスハラの解消に近づけない。

自治労の2024春闘では、組合員や現場が重視している要求として、多くの単組で、もはや賃金よりも「人員確保」と回答されており、この傾向は2023春闘よりも増加している。この組合員の切実な声は、背景に行政需要の多様化、複雑化、増加に対応するため休めない、長時間残業といった現場の状況のひっ迫など、サービス提供側の体制の課題がカスハラの一因の一つであることにも言及しておきたい。

3 自治体現場での対策の状況

2019年に成立した改正労働施策総合推進法により、防止措置について「望ましい取組」となったカスハラであるが、法令を遵守すべき自治体において、その取り組みは遅々として進んでいない。

例をあげれば、2024春闘期にA県本部の統一要求として20の自治体に各単組が具体的なカスハラ対策を進めるよう要求書を提出したところ、3/4が検討したい、という回答に留まり、なんら具体性を持たなかった。

一方で、札幌市における広聴窓口におけるポスター掲示の取り組みなど、一部に先行的な取り組みも行われている。

全国的に数多くの自治体で取り入れられたのは、「名札」「ネームプレート」のフルネーム表示の変更(名字のみのひらがな表記など)である。^{*11}これは、ある自治体の職員がSNSで偽りの書き込みをされたことに端を発して名札の様式の変更が行われたことを受けて、他の自治体でもSNS以外での被害(例えばストーカー)を防止する観点から広がった。窓口や電話での対応ルールを定めた自治体も現れている^{*12}ものの、後述する自治体ならではの難しさから、広がりを得るまでには至っていない。

4 自治体現場に特有の課題

(1) 民間企業等におけるカスハラと公務ではなにが違うのか。1つは、「契約自由」であるか否かである。もう1つは「代替性がないこと」と関連して、生存権、社会権といった基本的人権の課題と切り離せないことである。

(2) 「契約自由」については、前提となる「双方の合意」からして、自治体の業務においてはケースとして少ない。自治体の側にその裁量があるといえる業務は、例えば公民館での講座の講師を依頼する、一定の基準をクリアしている企業の中から最も安価な価格を提案した企業と契約する、というような企業や私人間に相当するような場面しか想定されない。逆に公共サービスの受け手である住民から求められる業務では、住民票や戸籍の記載事項の異動の届出の受理、地方税や国民健康保険料の納付や減免申請、建築確認申請や介護保険の要介護認定など、届出にしても認可や許可、認定を要する手続きにしても、およそ「双方の自由意思と合意に基づいて行われる契約」とは法的性質からして「別物」であり、自治体の側から「契約を破棄するのでお帰りください」あるいは「お客様の態度が気に食わないので今後出入り禁止」と

いうようなことは、できないし、ならない。

企業等が「契約自由」を盾にこうした態度で客に対応している、ということではなく、お互いの関係性を突き詰めた時に、カスハラをする客は客扱いする必要がない=契約をしないという、ことが、企業等の側からできる法的な関係性にはある、ということである。^{*13}他方で、自治体側にはカスハラによる被害があったとしても、行政サービスの提供を遮断することはできず、遮断する場合には住民の正当な権利を侵害しないための仕組みや手続きが必要とされていることが、特有の課題となっており、対策はそう容易ではないということである。加えて、カスハラそのものが新しい労働問題、行政課題であるために判例や行政実例も少ないことも、対策を困難にしている。

(3) 次に代替性についてである。近年、情報技術の進展により、住民票の写しの広域交付に続いて戸籍の謄抄本のオンライン交付申請や戸籍全部事項証明書等の広域交付が可能となり、これら証明書の入手は容易になった。しかし届け出そのものは、本籍地や住所地などに限られており、代理人が持参できるとしても、記入そのものは本人によることとなっている。3月、4月の転出入の時期には、どこの役所の窓口でも長時間の待ち時間が生じており、基本的に手続きは本人等が来庁して行う必要がある。

自治体によるコアな公共サービスの業務は、その自治体で単独処理しているのが基本だ。仮に役所への出入りを禁止されたら、出生や死亡届すら届けられない、という事態が理屈の上では生じる。それぞれ14日や7日の提出期限が定められていることから、出入り禁止の例外とすることは想定されるが、住民票や戸籍だけでなく、国民健康保険や介護保険、水道や下水道など、住民が生きていくために必要で、かつ「当該自治体以外には提供している事業体が存在しない」公共サービスが役所にはある。つまり、流通サービスのようにA店

舗で出入り禁止でも、B店舗で代替できる、というようなことは自治体では難しく、住民の権利保障と並立しうる対策が、代替性を持たないゆえに困難性を持ち、結果的に具体的な対策が進まない一因となっているのではないか、という点が主な課題の1つである。

なお、庁舎への出入り禁止処分及び業務妨害に対する損害賠償が容認された例としては大阪市の事件^{*14}があげられる。事情を知る者としては他の自治体で起きうる事態として想定しづらいと考えている一方で、各地では同様の「モンスタークレーマー」や立ち入り禁止の仮処分に至った例を聞くこともある。程度の差こそあれ、常習性のある住民からのカスハラが、公務職場における問題の中心にあると思われる。

(4) 生存権との関連で役所窓口の課題について前項で触れたが、引き続き社会権のうち生存権以外の「学習権」に関する裁判例について紹介し、公務特有の課題について考えてみる。

東海地方のある自治体の市立図書館において、ある利用者が利用カードを提示せず貸し出しを求め、予約冊数の制限(20冊)を超える受け取りを要求し、長時間カウンターを占拠し、レファレンス対応の特定の司書を指名し、1日に150冊を超える貸し出し、返却を繰り返す行為、職員に対する高圧的態度など、文句なしにカスハラに該当する行為を繰り返したため、設置者である教育委員会が入館禁止処分にしたことについて、処分の適法性と国賠法上の違法行為の有無が争われた。^{*15}一審の岐阜地裁は、教育委員会が主張した数々のハラスメント行為について、事実と認定し、これらの行為について止めるよう求め、通知したことまでは合理性があったとして容認しつつ、図書館の利用は憲法19条(思想及び良心の自由)、21条(表現の自由)から派生原理として当然に導かれる保障された権利であり、図書館法や市図書館設置条例において定めがない以上、一時的な制限を超え

て「全面的かつ無期限の禁止処分をすること」は許容されていないとして、処分の取り消しと、精神的苦痛に対する慰謝料として国賠法に基づき5,000円の支払いを命じた。

一方、二審の名古屋高裁は、条例が委任した教育委員会規則6条に基づき「この規則若しくは館長の指示に従わない者」に対して「図書館資料及び施設の利用を禁止」できるとしたことは、自治法224条2項にいう「公の施設」の利用を「正当な理由」に基づいて拒否したものであるとして、逆に本件処分の適法性を認め、国賠法上の違法行為も否定した。

筆者が考えるポイントは、次の2点である。1つは、憲法→自治法→図書館法→条例→規則へと下位の法的規律になるしたがって、図書館の利用に関する権利や利用にあたってのルールがより具体的に定められているが、権利の対立(本件でいえば、ハラスメント行為を繰り返す利用者の図書館を利用する権利と職員の働く権利が脅かされないこと、一般の利用者にとって円滑な図書館利用ができること)があった場合に、その解決は「どこで定めれば民主的に、かつ法的に正当性を持つのか」である。

一審は、条例は規則に「全面的、無期限の利用禁止処分」は委任していないとした。二審は逆の結果であったが、自治法14条2項の規定から、自治体が住民の権利を制限するには、法、もしくは条例において定める「立法行為」が必要であるとした一審判決は、自治体職員にとって面倒であってもむしろ「正しい道筋」を示したと受け止めるべきであると考えている。

図書館の利用については、今回の判例をもとに規則に基づく処分が行えるとする自治体があると考えられるが、自治体が運営する「公の施設」は多岐にわたり、その利用について憲法が保障する範囲は施設の性格によって異なるため、カスハラへの対応に困り、職員や他の住民の権利を侵害しているのであれば自治体当局、職員は真正面から条例改正に挑むべきである。

その際、留意すべきなのは、利用禁止処分に至る手続きの正当性も重要であるが、ポイントの2つめとして「利用禁止処分の対象期間」と解除の手続きをあげたい。本件は、無期限であるものの、利用禁止処分以降、一審判決までに2度、図書館から利用者に対して問題行動を繰り返さない誓約すれば処分を解除する問い合わせをしていること、処分までの間の図書館長の指示に対して改善がみられなかったこと、といった事情も考慮され、二審で逆転判決となっている。一方、一審では、一時的な利用禁止処分は容認されるが、全面的、無期限は容認されないと判断された。

争われる事案は、憲法に保障された権利の制限である。国会にしる、地方議会にしる、立法行為がされるのであれば、利用禁止処分の基準(モノサシ)の議論とともに、行為が改善された(されると考え得る)場合の解除措置についても自然と議論されるはずであり、その範囲まで行政に委ねるべきではない、と考える。

5 まだある公務特有の事情－まとめにかえて

住民の生活と権利を守るために懸命に働く自治体など公共サービスに関わる職員が就業環境を害されることなく、つまりカスハラ被害なく働き続けられる環境を作り出すことは必要である。一方で、かつては自治体が住民からその役割、とりわけサボタージュが鋭く問われた時代や場面もあった。振り返れば、公害や障害者の権利、戸籍による身元調査や指紋押捺制度、近年では同性婚やLGBTQ政策など、自治体側の理解や制度の遅れにより結果的に住民の生活や権利を脅かし、そのことへの異議申し立てが現場では座り込みや長時間の抗議、交渉といった形の上ではカスハラと受け取られるかもしれない様相を呈することもあったし、これからのありうる。

これら正当な抗議や行動に対して、制限をかけかねないカスハラ対策のこれからのについて、かなり心配がある。

2024骨太の方針でカスハラ対策の法制化が記載され、労働政策審議会でも議論が始まる見込みだ。仮に、次期通常国会でカスハラ対策が雇用主の就業上の措置義務とされたとしよう。前述したように、自治体の現場でカスハラ対策を仕組み化しようとするれば、理念やカスハラそのものを定義し、本庁舎等でのカスハラ行為への対応の根拠となる条例や規則が必要となる。加えて、図書館の例であるように、個別条例にもその規定を設けることで、対策により法的、民主的正当性を担保することとなるため、これらも積極的に検討されるべきである。^{*16}

しかし、自治体の側が行き過ぎた規制をかけることがない、との保障はどこにもない。そのためには、例えば中立の第三者として、かつ基本的人権の保障機能を期待して、各地の弁護士会の協力を得て、審議会のような機能を持たせることや、立ち入り禁止処分等を出した後でも報告、検証機能を持たせることなど、が必要ではないか。

本稿では、字数の制限から、カスハラの一形態として公開請求が濫用されている実態やその対策、庁舎等の窓口における電話の録音や録画カメラと住民のプライバシー、記録の公文書としての扱い、といった行政実務にも関わる課題について触れることができなかったが、いずれも現場では頭を悩ませている課題であり、専門家による法制度面と行政実務面からの研究が望まれる。また、徴税や徴収、児童・高齢者の虐待保護、生活保護といった場面での相手がカスハラ常習者であれ訪問せざるを得ない、訪問が仕事という職員をどう守るのかという課題や、カタチの上ではカスハラに該当するものの精神障害などやむを得ない事情がある場合の対応、首長、地方議会議員(国会議員も)からのハラスメントをどう対策するか、といった一般的なカスハラとは一線を画す課題も突

き付けられている。

労働者の権利と住民の権利の両立に頭を悩ませていただいている良心的な読者に本稿へのご批判と今後の対策へのご指導をお願いし、現場で汗する組合員とともにすべてのハラスメントを許さない立場で取り組む決意を表明して、結びとする。

<脚注>

- *1 自治労「『職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査』報告書」(2021年)
- *2 自治労「カスタマーハラスメント予防・対応マニュアル カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして」(2023年)
- *3 前掲注1参照
- *4 UAゼンセン「“カスタマーハラスメントの被害をなくすために” 職場における実態調査の結果を受け、緊急報告集会を実施」(2024年6月12日) <https://uazensen.jp/2024/06/12/101142/>
- *5 UAゼンセン・ヘルスケア労協「患者・利用者・家族からのカスタマーハラスメントに関するアンケート調査結果の概要」(2024年)
- *6 連合「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」(2022年)
- *7 稲継裕昭「地方自治の担い手不足：若者の公務員離れ」(2024年)
- *8 毎日新聞デジタル「自治体職員の退職者数、10年で2.2倍 30代までが3分の2」(2024年4月20日) <https://mainichi.jp/articles/20240420/k00/00m/040/245000c>
- *9 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会「悪質クレーム対策」(2024年) <https://keitai.or.jp/claim/>
- *10 大谷基道「地方自治体における採用活動の現状と課題」日本労働研究雑誌759号(2023年9月)
- *11 読売新聞オンライン「クマ駆除の秋田県に『お前も死んでしまえ』など抗議電話殺到…佐竹知事『業務妨害です』」(2023年10月28日) <https://www.yomiuri.co.jp/national/20231027-OYT1T50373/>
- *12 朝日新聞デジタル「カスハラ対策で外線通話をすべて録音 京都府内の自治体が自衛策」(2024年6月19日) <https://www.asahi.com/articles/ASS6L470BS6LPLZB00NM.html?mssockid=14c9153f21b86b2124de075820c26af3>
- *13 すべての企業等が「契約自由」にある、という意味ではない。また、2023年12月に法改正によって課題がクリアされた旅館業法のように、法律等による規制がカスハラ対策の障壁になっているケースもある。
- *14 毎日新聞デジタル「大阪市『クレーマー』に勝訴…業務妨害を認定 大阪地裁」(2016年7月16日) <https://mainichi.jp/articles/20160719/k00/00e/040/162000c>
- *15 図書館利用禁止処分取消請求事件(一審)・岐阜地判令3年7月21日判例集未登載及び同事件(二審)・名古屋高判令4年1月27日判例集未登載
- *16 大阪市の暴力団排除条例は、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除の根拠となっているが、他の公の施設の設置条例(例えば都市公園条例)にも使用許可等に当たって「暴力団の利益になるとき」は許可ができない、と個別に定めがある。

IV 第27回参議院選挙闘争の推進（案）について

I 参議院選挙をめぐる情勢

1. 若干の政治をめぐる情勢

- (1) 政府は当初、通常国会を1月21日召集を軸に検討していましたが、首相の外交日程や夏の東京都議選を重視する公明党への配慮から、召集時期を遅らせ1月24日で調整しています。2025年度予算案の年度内成立を確実にするためには、3月2日までに衆議院を通過させる必要がありますが、石破政権は衆議院では少数与党であるため、予算案の修正も視野に入れ、野党の要求に応じる多数派形成を進めなければならない状況下にあります。しかし石破首相は、内閣不信任決議案が可決されたり予算案が否決されたりした場合、衆議院を解散することも選択肢になるという認識を示しており、衆参同日選挙も含めて、動向を注視しなければなりません。
- (2) 立憲民主党は昨年の臨時国会終盤、各野党が一致しやすいテーマの法案を共同提出し、今通常国会に向けた連携の地ならしを進めています。衆議院で過半数割れした与党を揺さぶり、政策実現につなげる狙いがあるほか、夏の参議院選挙で野党共闘の枠組みを構築するために努力しています。野田代表は「参議院選挙で改選議席の与党過半数割れをめざし、さらなる与党の過半数割れに勢いを付ける」と明言した上で、全国で32ある1人区について「野党は1人に絞って対決する構図を作るのが基本」として、候補者の一本化をめざす考えを示しました。
- (3) 一方、日本維新の会が野党候補者の一本化に向けた予備選挙を実施すべきだと主張し素案を通常国会開会までにまとめ、他の野党に提示する方針を明らかにしていますが、事前運動と指摘され公職選挙法に抵触する可能性もあります。また、予備選の勝者を野党統一候補として応援するというのではないとの認識を示していることから、他の野党の反応は鈍く、実現は見通せていません。
- (4) 自治労においては、賃金・労働条件、ジェンダー平等、人権や平和を守る取り組みをはじめとした、組合員の日々の生活に密接した課題が山積しています。今後、春闘、新採、人員確保、現業・公企統一闘争などのオルグや普段の組合活動にあわせて、組合員に政治闘争の必要性を理解させ、「岸まきこ」の支援の輪を広げる取り組みのスピードを上げていかなければなりません。「岸まきこ」は、訪問した県本部・単組の現場の切実な組合員の声をすぐに国会に声を届けるなど、私たちに寄りそう自治労組織内議員の存在は大変重要であることはいうまでもありません。

- (5) 第27回参議院選挙の公示日まで、いよいよ半年を切りました。参議院比例代表選挙には「岸まきこ」、佐賀県選挙区には「富永あけみ」（佐賀県本部第124回臨時大会決定予定）、大分県選挙区には「吉田ただとも」の一体となった取り組みが重要です。「岸まきこ」本人が対面で、組合員と接することができるのは、本当にわずかしかなかったりません。本部－県本部－単組の役職員が一丸となって、あらゆるオルグの機会を捉えて、「岸まきこ」に成り代わって、名前を周知・浸透・定着していく取り組みを進めていきましょう。

2. 参議院選挙日程

参議院選挙日程については、第217回通常国会が1月24日開会・6月22日会期末を軸に調整され、その場合は、7月20日投開票（公示日7月3日）が有力ですが、会期延長した場合は、7月27日投開票（公示日7月10日）が有力と報道されています。

2007年第21回参院選の際には、6月に12日間の会期延長が決まり、選挙日程が1週間後ろ倒しになりました。今後さまざまな要因により、選挙日程が左右されますが、まずは7月20日投開票（公示日7月3日）を想定して準備を進めます。

3. 参議院選挙全国比例区の擁立状況

連合推薦候補は、現時点で立憲民主党から6産別（自治労、JAM、JP労組、日教組、情報労連、私鉄総連）が擁立（現職5人、新人1人）し、国民民主党から3産別（UAゼンセン、自動車総連、電力総連）が擁立（現職3人）を決定しています（資料2・P29）。また、電機連合も擁立を模索しています。

4. 参議院選挙全国比例区の情勢

- (1) 2022年の第26回選挙時は、立憲民主党の総得票数6,771,945票で立候補者が20人、うち当選が7人、当選するための最低の得票は111,703票でした（資料10・P39）。
- (2) 2024年10月に行われた第50回衆議院選挙では、立憲民主党の議席は増えましたが、比例得票数はほぼ横ばいで、2025年7月の時点で立憲民主党への支持率が上がる保証はなく、当選人数についても、前回2022年選挙時の7人を下回る可能性があります。この間の実績から、参議院選挙全国比例区で1人当選させるためには、およそ110万票（党名・個人名の票の合算）が必要であるとされています。前回2022年選挙時には、

立憲民主党の総得票数は6,771,945票でしたが、今回は立憲民主党がそれを下回れば（500～600万票）、4～5人の当選にとどまる可能性があります。

*** 注 110万票の根拠はこの間の「投票者総数／改選議席」**

2013年 54,795,747÷48人≒1,141,578票

2016年 58,085,678÷48人≒1,210,118票

2019年 51,666,697÷50人≒1,033,334票

2022年 54,655,446÷50人≒1,093,109票

- (3) 「岸まきこ」の2019年選挙では、個人名得票が立憲民主党の1番目で157,849票でした。一方、連合推薦候補で1番の得票は「田村まみ（U Aゼンセン・国民民主党）」の260,324票でした。「岸まきこ」の個人名得票が圧倒的な数に達することができなければ、政府・省庁および各政党に自治労の力量を示すことはできず、連合内での自治労の立ち位置や発言力に影響を及ぼし、今後の政策実現に影響を及ぼす可能性があります。今後、立憲民主党の中でも知名度のある候補者を擁立する可能性はゼロではないため、得票の上積みが必要であり、**最低でも30万票以上**が求められます。
- (4) 前回2022年選挙時には、個人名得票数が全体の2割、政党名得票数が8割（資料6・P33）となっていることから、投票に行ってもらうことを前提として、参議院選挙の投票方法、とりわけ「全国比例区は**個人名**」で投票とすることを、今まで以上に「岸（漢字1字）・まきこ（ひらがな3字）」の名前を徹底しなければなりません。
- (5) 2023年8月の第97回定期大会で、「岸まきこ」参議院議員を自治労組織内候補予定者として擁立を決定してから約1年半が経過しようとしています。県本部や単組の執行部に周知・浸透されているとしても、組合員一人ひとりまで「岸まきこ」の名前が浸透しているという状況にありません。前回2022年「鬼木まこと」の選挙の際の組合員一人ひとりまで名前が浸透しきれなかったことを教訓としなければなりません。
- 「岸まきこ」は現職の自治労組織内参議院議員ですが、個人名が浸透していないという実態を踏まえなければなりません。厳しい状況を跳ね返すため、単組・県本部・本部が一丸となり、組合員一人ひとりに「岸まきこ」の名前を周知する、今までよりさらに「もう一步踏み込んだ」取り組みを早急に行う必要があります。

Ⅱ 目標設定と取り組みスケジュール

○ 基本目標

第27回参議院選挙の取り組みにおいても、47都道府県本部・1 社保労連すべてで「岸まきこ」の推薦を決定しています。自治労総体の結集力を示すためにも、「組合員1人1票以上」をめざして取り組みを進めます。

また、長年自治労運動をけん引してきた退職者のみなさんの協力も得ながら、さらなる得票の上積みをはかります。

○ 最低獲得票数

「Ⅰ 参議院選挙をめぐる情勢」に記載の通り、自治労の存在意義を示すためには、最低でも30万票以上が求められます。したがって、自治労全体の最低獲得票数を30万票以上とします。

1. 目標実現にむけた基本方針

- (1) 「岸まきこ」は現職ではありますが、県本部・単組の執行部に周知されていても、組合員一人ひとりには浸透度が低い状況だといえます。国会日程によって「岸まきこ」の遊説期間が限られる中で、直接本人と会うことができる組合員は限られる可能性があります。したがって、「岸まきこ」に会ったことがない組合員に対して、単組執行部が、いかに選挙制度（非拘束名簿式＝名前を書く選挙）と「岸まきこ」の「個人名」を周知・浸透させることができるかがポイントとなります。
- (2) 最低獲得票数30万票以上を獲得するには、前回の2022年「鬼木まこと」の選挙をはじめ、過去の取り組みを上回る運動を展開しなくてはなりません。

<参議院比例代表選挙における自治労組織内候補の得票結果>

第23回（2013年）	相原久美子	235,636票
第24回（2016年）	江崎孝	184,187票
第25回（2019年）	岸真紀子	157,849票
（参考）第25回（2019年）	吉田忠智	149,287票
第26回（2022年）	鬼木まこと	171,619票

春闘、新採、ジェンダー平等、人員確保、現業・公企統一闘争のほか、単組の日常的な組合活動における組合員への連絡・教宣とあわせて、「岸まきこ」の「周知・浸透・定着」のための取り組みを徹底します。

- (3) 本部は、県本部オルグを継続して行い、県本部ごとの取り組み方法や獲得目標、その実現にむけた具体的手法などについて協議します。
- (4) 県本部は、目標にむけ、この間の取り組みを再度検証し、根拠に基づく獲得目標とその実現のための計画を立案・実行します。その際、取り組みの基本方針を以下の通りとします。
 - ① 「自治労の代表『岸まきこ』」として、組織内の議員を自治労が国会に送り込むことの意義について、単組執行部が組合員に訴えます。
 - ② 組合員一人ひとりに対して、単組執行部が「3回声をかける」ことを徹底することにより、「岸まきこ」の「周知」「浸透」そして「定着」をはかります。“声かけ”は、「岸まきこ」の取り組みのみならず、例えば「春闘期(2月期)」「年度初め(4月期)」「人員確保等(6月期)」など、日常的な組合活動の一環とし、組合員とのコミュニケーションをはかります。
 - ③ 県本部は、単組の取り組み状況を点検・把握し、単組の状況に応じた対策を講じます。とくに、単組が「何をどこまでできるのか」を把握し、取り組みができない単組には、県本部が支援を行い、現状よりワンステップ上の取り組みを追求します。
 ※ ワンステップ上の取り組み：例えば、組合員に対する周知について、オルグや機関紙の配布だけでなく、チラシの手渡しとあわせた声かけや職場面談を行うなど。
 - ④ 単組は、組合員一人ひとりについて、後援会の加入状況や紹介者の数、オルグの実施状況、学習会や集会の参加について点検・把握し、期間を区切って「3回声をかける」取り組みに漏れ・取りこぼしがないか確認しながら取り組みを進めます。
 - ⑤ 目標達成にむけ、組合員のみならず、組合員の家族・親類・知友人などへの支持拡大をはかります。
 - ⑥ まずは確実に投票に行くこと、そして非拘束名簿式の制度について周知を徹底し、「岸まきこ」個人名の浸透をはかります。

<④の例>

組合員			担当 役員	後援会	支持者カード			オルグ	学習会
番号	名前	所属			本人	家族	紹介者		
1	〇〇〇	〇〇課	●●	24. 8. 23	25. 2. 4	2	3		
2	△△△	△△課	▲▲						
3	□□□	□□課	■	24. 12. 3	25. 3. 9		1		

2. 取り組みのスケジュールと当面の取り組み

- (1) 取り組みのスケジュールについては、以下を参考に、県本部で検討して立案をお願いします。

年月		ゾーン	取り組みの例
2024年	10月	単組推薦 組合員本人への 周知・浸透	・単組推薦決定の組合員への周知 ・第1次声かけ行動（岸まきこ後援会）の点検・促進 ・政治担当者会議・学習会（ 月 日実施）
	11月		
	12月		
2025年	1月	支持者拡大 「岸まきこ」推し行動	・第2次声かけ行動（単組による組合員との面談実施⇒支持拡大のための紹介者行動） ・春闘単組学習会（YouTube/LINE登録）
	2月		
	3月		
	4月	候補者再徹底 最終追い込み	・第2次声かけ行動の点検・促進 ・第3次声かけ行動（支持拡大、点検・念押し）
	5月		
	6月		
	7月	投票促進・本番	・対面や電話による確認行動

- (2) 春闘期にあわせて、「岸まきこ」の周知にむけた取り組みを進めます。例えば、ストライキ批准投票にあわせた組合員への声かけ、春闘オルグの際の「岸まきこ」取り組み状況の点検、春闘学習会にあわせた政治学習会の開催など、春闘と連動した取り組みを実施します。
- (3) 第27回参議院選挙に関する以降の本部の方針提起・会議等の予定は以下の通りです。
- 1月中旬 本部選対から県本部担当者あてに「ガルーンメッセージ」を送付 ※2024年10月点検同様
 - ～1月31日 県本部：記入した点検票を「ガルーンメッセージ」で返送
 - 2月3日～14日 本部担当中執：点検票に基づくオルグ
 - ① 2月 第1回実務者会議／県本部の取り組み共有等（予定）
 - ② 4月24日 第4回県本部代表者会議／進捗状況の共有等（予定）
 - ③ 5月 第2回実務者会議／選挙運動期間中の取り組みにむけた提起
 - ④ 7月2日（予定） 第3回実務者会議／公示日前日における諸課題の共有

Ⅲ 具体的取り組み

1. 取り組みにあたって

- (1) 組合活動の原点は、「誰もが安心して働き続けられる職場をつくる」ことです。単組の執行部は、普段から「組合員が直面する課題や職場の身近な問題を受け止め、その解決にむけて活動する」という組合の基本的役割を機能させることが不可欠です。単組執行部は組合員と日ごろからコミュニケーションを図り、普段から気軽に「声かけ」できる下地を作ることが重要です。
- (2) 単組運動を活性化するために、組合員との対話を重視し、組合員の意見・要望を聞くことのできる場を設定することができるよう、県本部は単組活動をバックアップしていく必要があります。
- (3) この間2回の2019年「岸まきこ」、2022年「鬼木まこと」の参議院選挙はともに新人で、現職の参議院選挙闘争は、2016年「えさきたかし」以来、9年ぶりとなります。新人の時は、本部が一定のまとまった日程を前もって各地連や県本部に依頼できましたが、平日日中は国会日程がなかなか確定しないため、直前まで日程要請に対する回答ができないということをご認識ください。
- (4) だからこそ、単組・県本部の執行部が「岸まきこ」本人に成り代わって、今後、春闘やジェンダー平等、人員確保闘争など、組合員が集まる会議・集会等に合わせて、政治学習会（労働組合が政治活動に取り組むことの意義を確認する等）を盛り込むなど今一度検討してください。「岸まきこ」の取り組みが、県本部・単組執行部で止まることのないよう単組組合員1人ひとりまで「浸透」することを心掛けてください。普段の単組運動・活動の延長線上に、参議院選挙の取り組みがあることを再確認してください。

2. 「岸まきこ」県本部・単組推薦

- (1) 2025年1月6日現在、47県本部・1社保労連、1,679単組（65.48%）が推薦決定を行っています。速やかに全単組における推薦決定をお願いします。【資料3・P30】
- (2) 推薦決定といった機関手続が難しい場合は、「寄せ書き」等でも構いませんので、様式・形式にこだわることなく、「岸まきこ」の支援を意思表示する何らかの取り組みをお願いします。
- (3) 支部推薦については、22県本部、236支部が推薦決定をしています。都道府県職、

県都・政令市・特別区職といった組合員数の多い単組については、とくに、より組合員に近い小さな組織単位での取り組みが重要であることから、支部、分会単位での推薦決定を進めます。

3. 「岸まきこ」遊説計画

- (1) 「岸まきこ」「鬼木まこと」の日程依頼、国会見学の依頼については、まず本部選対に連絡いただき、本部選対が各事務所と調整した上で、参加の可否を判断します（国会開会中の平日日中の依頼は、対面であってもウェブであっても、2～3日前まで回答は難しいと想定され、とくに会期末の6月は前日まで判断できないかもしれません）。参加可能と判断した後は、各事務所の日程担当の秘書から「入」と「出」の細かいやり取りを行います。戦略的に2人の組織内議員を活用するため、7月の参院選が終わるまでは直接各事務所に依頼をしないでください。
- (2) 衆議院での予算案審議が行われる2月から3月中旬にかけて、国会日程次第で平日日中が空白になる日ができた場合、「岸まきこ」の遊説の調整を短期間のうちにお願いする場合がありますので、その際はご協力をお願いします。「岸まきこ」が来県する場合、その情報は必ず退職者会と連携してください。遊説の際には、極力、「岸まきこ」本人と直接意見交換できる場所の設定を心がけてください。
- (3) 土日・祝日については、可能な限り、本部の会議や諸集会、県本部の機関会議（大会、中央委員会、単組代表者会議等）や諸集会・学習会（現業・公企統一闘争決起集会、女性ネットワークの集会等）などで、あいさつだけでなく、国政報告や決意表明等を行います。前回2022年の選挙からの票の上積みを図るには、「岸まきこ」に会ったことのない若年層組合員を中心に、対面もしくはウェブで「岸まきこ」本人に初めて会う機会を作る（そして投票に行ってもらう）ことが重要であることを意識してください。
- (4) Zoomを活用し、県本部・単組の諸会議・集会、評議会・協議会等の学習会などにウェブで参加することが可能です。「岸まきこ」と接点をもつためには、積極的に活用いただきたいと思います。ただし、平日であれば18時45分以降などの日程設定を検討いただけると助かります。
- (5) この間、集会・学習会等については重複することが多く、必ずしもご希望に添えない場合もありましたが、引き続き、県本部や単組等において「岸まきこ」が組合員とあいさつ、意見交換等ができる日程がありましたら、本部選対事務局までお知らせください。また、発言する時間は、冒頭だけに限らず柔軟に対応できるよう配慮をお願いします。

日程の依頼は、行き違いを防ぐためにも、口頭でのやり取りでなく、ガルーンメッ

セージを以下の要領で入れていただけると助かります。

- ＜日程調整にあたって（ガルーンメッセージ）＞
- (1) 送信先 渡邊武（中央本部）、橋本勇介（中央本部）、
米田由美子（中央本部）
※ 「送信先」は漏れなく必ず3人入れてください。
- (2) 標 題 **【岸日程】** 県本部名○月○日 会議・集会・企画名
※標題は指定の通りでないと、埋もれる可能性がありますのでご注意ください。
- (3) 内 容 ・企画名称
・日 付
・開催時間 （会議等の開催時間。開始～終了）
・発言希望時間 （○時○分頃から○分間）
・方 法 （対面か、ウェブか）
・場 所 （ウェブの場合もお願いします）
・規 模 （おおよその参加者数）
・担 当 者 （担当者名と当日の緊急連絡先）
・要望事項 （主に触れてほしい発言内容等）
※ 文書（發文、要項等）があれば添付してください。
・回答期限 （国会日程により直前の回答も可能性あり） など

- (6) 組員が「岸まきこ」「鬼木まこと」事務所を訪問する「国会見学・組織内議員との意見交換会」を開催し、「岸まきこ」もしくは「鬼木まこと」からの国政報告や意見交換を行うことができます。県本部評議会や青年部・女性部、単組などで実施してきた実績があります。東京開催の諸集会・会議とあわせて開催の企画をお願いします。開催希望の場合は、「（3つ程度の）候補日時」「人数」をあらかじめ本部選対までご連絡いただいた上で、「岸まきこ」事務所と調整の後、個別に事務所とのやり取りを行います。なお、短時間の「岸まきこ事務所訪問」の取り組みもご検討ください。
※ 土日の国会見学も可能ですが、議員会館は使用できないため、議員会館近くの会議室を確保するなど、検討してください。

なお、「国会見学会」の例として、「組織内議員との意見交換＋写真撮影＋休憩＋移動」を2時間、「国会見学」を1時間の計3時間が想定されます。

4. 支持者拡大の取り組み（紹介者活動）

（１） 支持者拡大の取り組み（紹介者活動）

① 支持者拡大にむけた考え方

2024年中は、組合員本人を基本に支持獲得の取り組みを進めてきましたが、基本目標の実現にむけ、以降については、組合員の家族・親類・知友人等への支持者拡大（紹介者活動）に本格的に取り組めます。なお、2024年12月末時点で組合員本人への支持獲得については、約15,000人にとどまっており、前回2022年「鬼木まこと」の取り組みの時よりも遅れています。各県本部は、さらなる支持者拡大（紹介者活動）の取り組みを促進します。

② 進め方

ア 支持者拡大の手法は、2024年9月30日に開催した2025年度第1回県本部代表者会議(分冊②)の議案でお示ししたとおりで、(ア)後援会加入申込書による紹介者活動、(イ)支持者カード（紹介者カード）など、これまでの取り組みを踏まえ、県本部ごとに検討して実施するようお願いします。

イ 本部は、県本部と、支持者拡大の目標数の達成にむけた県本部の獲得目標や具体的な取り組みについて協議します。

ウ 県本部は、単組と、獲得目標の設定や目標達成にむけた具体的取り組みについて協議します。

③ 集約日

以下の通り毎月集約とします。各県の集約状況は、随時県本部代表者会議等で報告します。

あわせて、後援会加入者については、県本部・単組で入力した加入者データを本部選対（担当：渡邊武、橋本勇介）まで送付ください。加入御礼等の各種郵送物を発送します。

◆ 1月17日（金）

◆ 2月21日（金）

◆ 3月21日（金）

◆ 4月18日（金）

※ 以降は別途提起

（２） 組合員に「3回声をかける」

① 目 標

組合員一人ひとりに対して最低「3回声をかける」ことを通じて、「岸まきこ」の「周知（2月期）」、「浸透（4月期）」、「定着（6月期）」をめざします。

“声かけ”は、「岸まきこ」の取り組みのみならず日常的な組合活動の一環とし、組合員とのコミュニケーションをはかります。単なる声かけではなく、期日を設定して、節目での声かけを行います。

② 内 容

ア 「周知」については、春闘オルグや春闘決起集会、機関紙を活用して単組の推薦決定を知らせる、「岸まきこ」本人と直接会える機会をつくる、「ソフトボール型応援メッセージ」の活用、単組・県本部の独自の教宣活動など、複数の手法を重層的に展開します。

イ 「浸透」については、4月の年度初めに、後援会加入活動（またはそれに代わる県本部それぞれの取り組み）による声かけ、後援会加入者にニュースを届ける、紹介者活動に取り組んでもらう、単組・県本部における学習会の開催、Y o u T u b e「きしまきちゃんねる」のチャンネル登録、L I N E公式アカウントへの友だち登録といった手法により、単組執行部からの直接組合員への声かけを徹底します。

ウ 「定着」については、6月に組合員との面談（職場面談、家庭オルグ等）、職場内声かけ行動、電話かけなどにより、投票行動および棄権防止の呼びかけを徹底します。

5. 評議会等対策

（1）評議会・協議会・横断組織、全消協対策

① 評議会等の今後の取り組み

ア 幹事会での議論をもとに、評議会・協議会四役等による県本部・単組オルグや、各種集会、幹事会等あらゆる機会を捉えて、取り組み方針を確認し、「岸まきこ」の名前や活動を周知します。その際、YouTube「きしまきちゃんねる」へのチャンネル登録と動画への高評価の依頼、「岸まきこ」LINE公式アカウントへの友だち登録拡大や独自のビラや資料を活用します。また、引き続きGoogleフォーム等を用いた集会アンケートに「岸まきこ」の認知度や、参議院全国比例選挙で「個人名」で投票できることの認知度等を確認する設問を作成および実施します。

(例) 衛生医療評議会でのGoogleフォームによるアンケート

セミナー全体を通じての要望・ご意見やご質問等があれば、ご記入ください。

回答を入力

自治労は第97回定期大会（2023年8月）で、2025年7月の第27回参议院選挙において、現参议院議員の「岸まきこ」（岸真紀子）さんを全国比例区から自治労組織内候補として擁立することを決定しました。

岸まきこさんが擁立されたことを知っていましたか？

立憲民主党 参议院議員（比例代表）

岸まきこ

●プロフィール

1976年 北海道岩見沢市（旧栗沢町）生まれ
1994年 旧栗沢町役場入職（現岩見沢市）
2004年 自治労北海道空知地方本部 女性部長
2011年 連合北海道空知地域協議会 副会長
2013年 自治労本部 中央執行委員
2019年 第25回参议院議員選挙で初当選

私は「岸まきこさん」を応援しています

☐ 知っていた
☐ 知らなかった

参议院全国比例投票では、政党名か個人名で投票することができます。個人名が多い候補者から当選します。このことを知っていましたか？

参议院の比例代表選挙は、政党と、候補者を合わせた投票数で政党の当選人数が決まり、

個人名での得票数が多い順に当選が決まります！

参议院選挙・比例代表の当選の仕組み

政党名が選ばれた票
政党のある候補者名が選ばれた票

政党の推薦票

☐ 知っていた
☐ 知らなかった

アンケートのご協力ありがとうございました。

戻る 送信 3/3 ページ フォームをクリア

Google フォームで「スワード」を選ばないでください。

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。不正行為の報告・お問い合わせ
ポリシー

Google フォーム

【設問】「岸まきこ」さんが擁立されたことを知っていましたか？

【設問】参议院全国比例投票では、個人名が多い候補者から当選することを知っていましたか？

イ 地域や職域など、組合員に近い立場の者が「岸まきこ」の代理として訴えかけることが効果的であることから、評議会・協議会や県職共闘・大都市共闘・町村評議会等の横断組織について、本部役員および評議会等の役員によるオルグの実施を検討するなど、取り組みの強化をはかります。とくに、都道府県職や県都・政令市・特別区職といった組合員数の多い単組については、取り組みの程度で結果に大きな影響を与えます。県本部は、本部および共闘組織と連携して対策をお願いします。

② 評議会等における後援会加入の取り組み

ア 各評議会・協議会・横断組織においても「岸まきこ後援会」への加入活動に引き続き取り組んでいます。県本部によっては、県本部・単組で実施している後援会加入の取り組みと評議会等の取り組みが重複する場合がありますが、より重層的な取り組みとするため、県本部においても、各評議会・協議会・横断組織等との連携を進めてください。

※ 重層的な取り組みを進めるという観点の下、取り組みの推進をお願いします。

ご不明な点がございましたら本部選対までお問い合わせください。

イ 現時点で、以下の評議会等において独自の後援会加入申込書を作成しています。加入申込書は、評議会等が開催する集会等で配布し、参加者に対して後援会加入を呼びかけます。

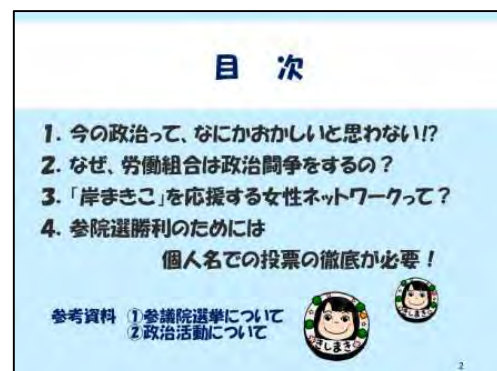
- ・現業評議会
- ・公営企業評議会 ※政策ビラ
- ・臨時・非常勤等職員全国協議会
- ・公共サービス民間労働組合評議会 ※政策ビラ
- ・全国一般評議会
- ・国保労組協議会 ※政策ビラ
- ・公営競技評議会 ※政策ビラ
- ・衛生医療評議会
- ・社会福祉評議会 保育部会

ウ 本部評議会等が主催の集会等で配布・回収した加入申込書は、本部選対で集約をして、名簿化します。県本部評議会等で配布・回収した加入申込書については、県本部で集約してください。3. (1)③の本部集約日に、各県本部で集約している後援会加入者名簿を本部に送付いただき、本部において本部管理の加入者名簿と突合し、重複分を整理の上、県本部にフィードバックしますので、組合員が複数回加入申込書を提出しても構いません。

(2) 「岸まきこ」とがんばる女性ネットワークの取り組み

- ① 女性部と一体となり取り組みを進めており、各県本部からすでに「女性ネット委員」（県本部女性専従者、県本部女性役員、県本部女性部長等）を選出しています。また、各県本部では「女性ネット委員」を中心に女性ネットワークを設置し、春闘期までに学習会や集会などを開催し「岸まきこ」の周知・浸透の取り組みを進めます。
- ② 県本部や単組は、本部の「岸まきこ」とがんばる女性ネットワーク作成のビラや、学習資料『～自治労の「岸まきこ」は絶対に必要！私たちにできることは～』を活用し、組合員への名前の周知・浸透と、自治労が政治闘争に取り組む意義の共有化をはかります。

とりわけ「岸まきこ」は、選択的夫婦別姓やハラスメントなど多くの女性課題に取り組んできたことから、女性ネットとして取り組みを強化します。



- ③ 第2回「岸まきこ」とがんばる女性ネットワーク会議で確認した「当面の具体的な取り組み」は、以下の通りです。

ア 本部の取り組み

- a 「岸まきこ」の名前の定着にむけて「ソフトボール型応援メッセージ」を活用し、女性層の支持を拡大するための活動を展開します。



メッセージシート (A1判)



メッセージシール
(W85mm×H115mm)

- b 女性ネット独自の学習資料等を作成し、提供します。
- c 「岸まきこ」を女性組合員に知ってもらうツールとして、SNSなどを活用します。
- d 県本部が開催する集会・学習会等に対し、必要に応じて本部から講師を派遣します。
- e 各県本部の女性ネットの取り組み事例等を共有します。
- f 各県本部女性部と連携し、必要に応じて女性ネットとしての県本部オルグを行います。

イ 県本部の取り組み

- a 各県本部に「岸まきこ」とがんばる女性ネットワークを設置します。一人でも多くの女性組合員に「岸まきこ」の名前の定着を図るため、各県本部女性ネットワークにおいて、取り組み計画を策定し実践につなげるとともに、各県本部との共有をはかります。未設置の県本部は、速やかに設置し具体的な取り組みを策定します。
- b 女性集会や学習会などの女性組合員が集まる場を積極的に設定します。
- i) 春闘期までに、県本部での学習会や集会などを開催します。
- ii) 単組においても、学習会や集会などを企画するとともに、総支部やブロックを活用した学習会や集会などを追求します。
- c 女性部をはじめ様々な補助機関など女性組合員が集まる場において、「岸まきこ」の名前の定着にむけて「ソフトボール型応援メッセージ」の取り組みを積極的に展開します。

- d 県本部の機関紙等を発行する際に、「岸まきこ」の名前の定着をはかるとともに女性ネットの取り組みを、広く組合員に周知します。
 - e 女性組合員の支持拡大にむけ、3回の声かけの取り組みを行います。
 - f 女性ネットによる取り組みについては、評議会・補助機関や若年層組合員、女性役員経験者とも連携し進めます。
- ④ 第3回「岸まきこ」とがんばる女性ネットワーク会議は、3月7日に東京・全水道会館で開催します。

(3) 青年対策の取り組み

- ① 政治に対して関心がない、立憲民主党以外の政党を支持する等、組織内議員の必要性を感じにくい青年層とどう向き合っていくかが課題であり、青年層の政治に対する意識が変わってきている現状を踏まえ、対策を講じる必要があります。また、県本部や単組において政治闘争に積極的に取り組む次世代の担い手育成も喫緊の課題です。
- ② 本部青年部においては、「岸まきこ青年選挙対策委員会」を立ち上げ、以下の通り取り組みを進めています。
- ア 取り組み方針
- 1月10日に「第4回岸まきこ青年選挙対策委員会」を開催し、基本的な方向性や具体的な取り組みを議論しています。
- イ 各県本部段階における取り組みの推進
- 具体的な取り組みは「岸まきこ青年選挙対策委員会」で議論し、決定していきますが、現在のところ以下の取り組みを軸として考えています。
- a 各県本部青年部においても、政治闘争討論等ができる機会を確保する観点から、県本部青年部単位での選対の設置を追求する
 - b 「岸まきこ」本人や組織内議員が若手組合員と話す場面を積極的に作る
 - c 国会見学や議員事務所(岸・鬼木事務所)の訪問を企画し、政治に関する理解や実感を高める取り組みを実施
 - d 本部青年部作成ビラを活用して、公共サービスと私たちの職場実態の関係性、「岸まきこ」の名前の周知・浸透を図る取り組みの実施
 - e 県本部や単組で政治闘争の担い手育成を目的に、本部青年部が講師等を派遣し、県本部や単組で政治学習会の開催を追求する

6. 退職者・管理職への取り組み

(1) 自治体退職者会および岸まきこ後援会役員の取り組み

- ① 自治体退職者会は、以下のスケジュールで取り組みを進めています。

＜これまでの主な取り組み＞

- 2023年 9月 自治体退職者会での推薦決定（役員会）
- 10月 自治退県本部・単会に対して「岸まきこ」の推薦決定を依頼
- 2024年 2月 「岸まきこ」政策制度要求チラシ（退職者会版）の発送
- 7月 後援会加入リーフレット（退職者版）の発送
- 10月 退職者版DVD「退職者会とともに岸まきこ」の発送
- 11月 「岸まきこ参議院議員の決意と自治退推薦イラスト清刷り版下」の活用依頼
- 12月 「じちろう新聞号外新年号(自治退版)」の発送

＜今後の取り組み予定＞

- 2025年 3月頃 「岸まきこさんとともに社会保障充実・機能強化を」チラシ（自治退組織内討議資料）の発送
- 3月 九州地域学習会（3月6～7日 於：ハイネスホテル久留米）
中国四国地域学習会（3月17～18日 於：広島オリエンタルホテル）
- 4月 近畿地域学習会（4月10～11日 於：京都烏丸ホテル）
北信東海地域学習会（4月24～25日 於：ひみのはな）
- 5月 関東甲地域学習会（5月15～16日 於：千葉オークラホテル）
北海道地域学習会（5月19～20日 於：京王プラザホテル札幌）
- 6月 東北地域学習会（6月12～13日 於：新潟東映ホテル）

- ② 岸まきこ後援会では、自治体退職者会と連携して、退職者対策を軸とした取り組みを進めています。具体的な取り組みとしては、地連内の各後援会役員で担当県本部を割り振り、後援会役員が自治退県本部・単会と連携しつつ、「岸まきこ」の推薦決定や後援会加入活動などの要請を行っています。第4回役員会を1月30日に開催し、当面の取り組み等について協議する予定です。また、退職者の女性を中心として、「岸まきこ後援会女性ネットワーク」の取り組みを進めており、2月18日に「岸まきこ後援会女性ネットワーク会議（オンライン会議）」を開催する予定です。

(2) 県本部・単組における退職者対策

- ① 各県本部においては、上記(1)の取り組みについてご理解とご協力をお願いします。
- ② 自治労県本部・単組は、退職者会に対して下記の対応をお願いします。

- ア 自治労県本部の参議院選挙闘争方針（目標設定や後援会加入・支持者拡大の取り組み等）を自治退県本部と共有してください。
- イ 自治退県本部や単会の諸行動の日程を把握し、「岸まきこ」の広報物の配布や動画の上映等、「岸まきこ」の周知を行ってください。
- ウ 各単会に対して、推薦決定の徹底や後援会リーフレットの配布、自治労県本部が行う支持者拡大の要請等、でき得る取り組みの展開をお願いします。
- エ 参議院比例代表選挙は、政党名ではなく「名前を書く」選挙であることを徹底していただき、「岸（漢字1字）・まきこ（ひらがな3字）」の周知もお願いします。

（３） 管理職への取り組み

自治労組合員のOB・Gである管理職についても、「岸まきこ」の呼びかけの対象です。可能な限り、岸まきこ後援会への加入等の取り組みを進めてください。

7. 自治体議員との取り組み

（１） 「岸まきこを応援する自治体議員の会」

- ① 自治体議員連合は、「岸まきこを応援する自治体議員の会」を設置し、自治労自治体議員連合会員の加入推進に取り組んでいます。2月1日開催の「自治体議員連合2025年度第1回全国学習会」においても、「岸まきこ」本人の国政報告のほか、決起集会的な内容も交えて、自治体議員連合会員の参議院選挙闘争の機運を高めます。
- ② 各県本部においては、引き続き自治体議員連合会員に対して、「岸まきこを応援する自治体議員の会」への加入の呼びかけをお願いします。加入については、自治体議員連合の会員のみならず、準会員、自治労組織内以外の推薦・協力議員も加入できますので、各県本部の判断で、加入促進活動を進めてください。
- ③ 県本部の参議院選挙闘争本部に、自治体議員連合の代表者等を構成メンバーに入れるよう検討してください。

（２） 自治体議員からの紹介活動の展開

- ① 自治体議員それぞれの後援会等を活用して、紹介活動をしていただくようお願いします。紹介活動の際には、自治労組合員以外の方をご紹介いただくようお願いします。
- ② 紹介いただいた方については、岸まきこ後援会事務局より直接後援会への加入呼びかけを行うことも可能です。この場合については、個別に相談に応じますので、

本部選対までご連絡ください。

8. 協力産別・団体・関連企業の対策

(1) 協力産別・団体

- ① 推薦決定済みで地域割りが済んでいる産別・団体
運輸労連/全日通、部落解放同盟、全農林、全水道、全国競馬連合
- ② 推薦決定済みで「北海道のみ」の割り振りの産別・団体
全開発、全自交労連(※1)、森林労連／林野労組、
- ③ 推薦決定済みで地域割りが今後予定されている産別・団体
政労連(2025年2月頃予定)、NHK労連(※日放労の上部組織)
- ④ 推薦決定済みだが、地域割りの予定がない産別・団体
全財務、全印刷、ヘルスケア労協
- ⑤ 中央での推薦はないが、地域単位等で協力いただける産別・団体
全建総連(※2)、全労金、労済労連、日高教、全国農団労
- ⑥ 推薦決定予定、推薦依頼中の産別・団体
ティグレフォーラム、東京生活者ネットワーク
(現在決定している地域割りは、資料7～8・P34～37参照)。

※1：北海道以外の県は、地元のつながりでお願いすることについて、全自交労連本部より了承を得ています。

※2：前回同様、中央での推薦はありませんが、地元のつながりでお願いすることについて、全建総連本部より了承を得ています。各県本部から各県の全建総連に協力要請が可能で、訪問される場合は、まず、本部選対にご一報ください。本部選対が全建総連本部の確認を取ります。

(2) 関連企業対策

本部および各県本部において、今後対応することとします。

9. 広報関係

(1) 本部作成の広報物

- ① 本部選対・岸まきこ後援会等で作成している広報物の注文については、産別ネットの「岸まきこ教宣素材」のページに注文票のフォームがありますので、FAXにて本部選対まで送付ください。

また、政治活動学習資料（パワーポイント）やバナー用素材、パワーポイント用素材などのダウンロードコンテンツも「岸まきこ教宣素材」のページに掲載していますので、ご活用ください。

- ② 本部選対では「岸まきこ」の各種動画を作成しています。動画まとめ(自治労限定)のページには評議会の動画などを掲載しています。単組・県本部での集会・会議の開催前や休憩時間に上映するなど、「岸まきこ」の周知にご活用ください。



(2) 単組・県本部での広報活動

- ① コロナ禍前の2019年「岸」選挙においては、単組・県本部が作成した広報物の方が、本部作成の広報物より活用度合いが高いことが、アンケート調査等で如実に表れています。各単組・県本部は、積極的に「岸まきこ」の周知活動を進めるための広報物を作成します。
- ② 素材については、産別ネットの「岸まきこ教宣素材」のページから写真データ、イラスト素材、広告清刷等をダウンロードすることができますので、機関紙等を作成する際にご活用ください。また、掲載のない素材についても可能な限り提供しますので、直接本部選対までお問い合わせください。
- ③ 「岸まきこ」の来県時の写真を各単組・県本部の広報物に繰り返し掲載してください。
- ④ 「岸まきこ教宣素材」のページのメッセージ素材のコーナーに、「岸まきこ」本人が出席できない単組や県本部等の機関会議・集会用にひな形を掲載していますので、活用してください。
- ⑤ 自治労組織内の鬼木まこと参議院議員のほか、当該県本部・単組の組織内の自治体議員や協力国会議員、推薦する選挙区の候補予定者と一緒に掲載される広報物を追求します。

(3) ウェブ・SNSを活用した広報

昨年行われた東京都知事選挙や兵庫県知事選挙、衆議院選挙においてSNSの活用が注目されました。あくまでも私たちは、「岸まきこ」の名前を、参院選本番までに自治労組合員1人ひとりに周知・浸透・定着させることを最重点として取り組んでいかなければなりません、公示後に使える1つのツールとして認識しなければならなくなりました。

以下のウェブ・SNS媒体において情報発信をしていますので、組合員への周知をお願いします。特に、YouTube「きしまきちゃんねる」のチャンネル登録および動画への高評価、「岸まきこ」LINE公式アカウントの友だちを拡大する取り組みについては、自治労の運動として追求してください。

<現在運用されているウェブ媒体>

- ・岸まきこ公式HPサイト
- ・Facebook（友だち申請が必要です）
- ・X（旧Twitter）
- ・YouTube「きしまきちゃんねる」
- ・LINE公式アカウント
- ・Instagram



① YouTube「きしまきちゃんねる」

QRまたは、YouTubeで「きしまきちゃんねる」と検索し、チャンネル登録、動画の高評価等をお願いします。QRを掲載した登録促進・名刺サイズのYouTubeブレアカードを作成しましたので、チャンネル登録と動画に対する高評価を増やす取り組みでの活用をお願いします。まずは連合推薦候補の中で1番のチャンネル登録者数をめざします、集会・会議等の参加者への「QR」の周知と、「チャンネル登録」の時間の確保をお願いしてください。【資料11・P40】



小さな単位での集まりでの上映や、LINEやメール等での共有など、広めやすい仕様となっていますので、積極的な拡散・活用をお願いします。

※（１）②の本部作成動画と異なります。本部作成動画は、一般に公開するものではなく、あくまでも自治労内部で活用するために自治労アカウントで限定公開設定になっています。

①会議資料に何らかの形で必ずQRを入れてください。

例えば、清刷りを会議資料・冊子の裏表紙に入れるなど



②「きしまきちゃんねる」に登録をする時間を確保してください。

チャンネル登録や高評価を、基調提起やウェブ会議の休憩時間等で案内してください。

その際に最も重要なのは、「今から2～3分ほど時間を取りますので、読み込んでください」と時間を確保することです。

※ウェブ会議の際は休憩時間等に「画面共有」をするのが効果的です。

休憩に入る前に「今からYouTube『きしまきちゃんねる』のQRを掲載しますので、チャンネル登録をお願いします」とアナウンスしてください。

②－１：LINE公式アカウント

2024年7月29日より「岸まきこ」LINE公式アカウントの運用を開始しました。「友だち」をさらに増やすため、本部の提供する教宣素材（清刷各種、名刺裏面フォーマット、後援会ニュースなど）にQRを掲載しています。

各種機材にQRを掲載していますが、それだけでは「友だち」は増えません。「きしまきちゃんねる」同様、集会・会議の場での「直接の声かけ」が最も重要です。

②－２：LINEスタンプ

「岸まきこスタンプVol.2」のLINEスタンプを発売しています。発売から多くの方にご購入いただき、活用いただいておりますが、下記の通り注意事項がありますので、お気をつけください。

＜LINEスタンプの注意事項について＞

LINEストアに「プレゼントする」という既定の機能があります。本機能については、比較的新しい機能ですので、政治活動・選挙運動での利用については法的解釈が確立されていません。そのため、自治労内部での利用にあたっては、念のため「プレゼント機能は使用しない」という考え方で統一いたしますので、よろしくお願いします。

なお、「岸まきこ」LINEスタンプの購入期限についても、参院選公示日前日までの予定にしています。参院選公示日以降は念のため購入できないようにします。

③ X（旧Twitter）

「岸まきこ」本人が日々の様子等を投稿しています。清刷等にQRの掲載をしておりますので、こちらもフォロワーの獲得・拡大、県本部・単組のアカウントによる「リポスト（RP）」と「いいね」をお願いします。

④ Facebook（友だち申請が必要です）

「岸まきこ」本人が日々の様子等を投稿しています。清刷等にQRを掲載しておりますので、こちらも「いいね」の獲得・拡大、県本部・単組のアカウントによる「シェア」と「いいね」をお願いします。

⑤ 各種SNSへの応援投稿について

XやFacebookなど、本人による投稿は継続しますが、「岸まきこ」を応援してくれる人や認知を拡大するためには、支援者による「応援投稿」が不可欠です。例えばYouTube「きしまきちゃんねる」の動画の感想や本人の会議・集会等での決意表明を聞いた感想、自身の知る「岸まきこ」とのエピソードなど、「ロコミ」的な投稿が、信頼感を増すために非常に有効なため、支援者の拡大をはかります。

10. 政治活動・選挙運動のコンプライアンス対応について

- (1) コンプライアンス知識の習得、SNSを含めた効果的な情報宣伝活動の技術を習得するため、本部は「県本部政治・情宣担当者会議」を2月7～8日、東京で開催します。
- (2) 労働組合による政治活動の進め方や地方公務員法上の制約などについて、「だれでもわかる政治活動Q&A 2024年改訂版」を活用した学習会などを設定し、意思統一をはかります。
- (3) 各県本部は単組と連携して、自治体当局や保守系議員からのクレームなどを集約し、対応が必要な事項は、本部に報告します。本部は顧問弁護士と連携して対応をはかります。

11. 選挙区の取り組み

選挙区選挙については、連合の統一对応を基礎に、県本部として地方連合会に結集し、勤労者・市民を中心に幅広い支持基盤の拡大をはかり、勝利をめざして取り組みます。

組織内候補予定者「富永あけみ」（佐賀県選挙区；佐賀県本部第124回臨時大会決定予定）、「吉田ただとも」（大分県選挙区）の必勝にむけて、各種取り組みを進めます。

12. 取り組み体制

（１）自治労参議院選挙闘争の推進体制について

自治労参議院選挙闘争本部を設置して、取り組みを進めます。

石 上 千 博	本 部 長（中央執行委員長）
山 崎 幸 治	本部長代行（副中央執行委員長）
木 村 ひとみ	副 本 部 長（副中央執行委員長）
伊 藤 功	副 本 部 長（書記長）
榎 本 朋 子	副 本 部 長（書記次長）
森 下 元	事 務 局 長（総合政治政策局長）
佐 藤 久美子	事務局次長（政治局長）
小 林 郁 子	事務局次長（連帯活動局長）
長 能 朋 広	事務局次長（臨時中央執行委員）
	闘 争 委 員（全中央執行委員）

（２）自治労選挙対策事務所

〒102－8464

東京都千代田区六番町 1 自治労会館 2 階

T E L : 03－3288－8212

F A X : 03－3288－8216

※ 総合政治政策局ではなく、直接選対にお問い合わせください。

以 上

第27回参議院選挙 連合推薦候補者一覧（比例代表）

更新日2024/8/22

比例代表	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	構成組織決定日	連合推薦決定日
U Aゼンセン	田村 麻美	タムラ マミ	国民民主党	1976/4/23	48	現①	U Aゼンセン 第5回中央執行委員会 (2023.5.31)	第9回中央執行委員会 (2024.6.20)
自動車総連	磯崎 哲史	イサザキ テツシ	国民民主党	1969/4/7	55	現②	自動車総連 第91回中央委員会 (2024.1.11)	第8回中央執行委員会 (2024.5.16)
自治労	岸 真紀子	キシ マキコ	立憲民主党	1976/3/24	48	現①	自治労 第97回定期大会 (2023.8.28～30)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)
J A M	郡山 玲	コサヤマ リョウ	立憲民主党	1974/2/24	50	新	J A M 第42回中央委員会 (2023.5.26)	第10回中央執行委員会 (2024.7.19)
J P 労組	小澤 雅仁	オザワ マサヒト	立憲民主党	1965/8/13	59	現①	J P 労組 第16回定期全国大会 (2023.6.15)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)
日教組	水岡 俊一	ミズオカ シュンイチ	立憲民主党	1956/6/13	68	現③	日教組 第166回中央委員会 (2023.3.17)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)
電力総連	浜野 喜史	ハマノ ヨシフミ	国民民主党	1960/12/21	63	現②	第2回電力総連 政治活動委員会 (2023.12.14)	第9回中央執行委員会 (2024.6.20)
情報労連	吉川 沙織	ヨシカワ サオリ	立憲民主党	1976/10/9	47	現③	情報労連 第1回中央闘争委員会 (2024.2.26)	第9回中央執行委員会 (2024.6.20)
私鉄総連	森屋 隆	モリヤ タカシ	立憲民主党	1967/6/28	57	現①	私鉄総連 第15回中央執行委員会 (2023.1.31)	第8回中央執行委員会 (2024.5.16)

第27回参議院選挙 連合推薦候補者一覧（選挙区）

更新日								2024/12/19
選挙区	候補者名	ヨミガナ	政党	生年月日	年齢	現/元/新	地方連合会決定日	連合推薦決定日
北海道	勝部 賢志	カツベ ケンジ	立憲民主党	1959/9/6	65	現①	連合北海道 第10回執行委員会 (2024.7.25)	第11回中央執行委員会 (2024.8.22)
山形県	芳賀 道也	ハガ ミチヤ	無所属	1958/3/2	66	現①	連合山形 第1回執行委員会 (2024.12.6)	
福島県	石原 洋三郎	イシハラ ヨウザン	立憲民主党	1973/3/22	51	新	連合福島 第3回執行委員会 (2024.12.5)	
茨城県	小沼 巧	オノマ タカシ	立憲民主党	1985/12/21	38	現①	連合茨城 第11回執行委員会 (2024.10.10)	
埼玉県	熊谷 裕人	クマガイ ヒロト	立憲民主党	1962/3/23	62	現①	連合埼玉 第6回執行委員会 (2024.5.8)	第13回中央執行委員会 (2024.10.18)
新潟県	打越 さく良	ウチゴシ サクラ	立憲民主党	1968/1/6	56	現①	連合新潟 第11回執行委員会 (2024.9.26)	第13回中央執行委員会 (2024.10.18)
静岡県	榛葉 賀津也	シンバ カツヤ	国民民主党	1967/4/25	57	現④	連合静岡 第386回執行委員会 (2024.12.4)	
愛知県	田島 麻衣子	タジマ マイコ	立憲民主党	1976/12/20	47	現①	連合愛知 第2回執行委員会 (2024.11.29)	
徳島県 高知県	広田 一	ヒロタ ハジメ	無所属	1968/10/10	56	現①	連合徳島 第5回執行委員会 (2024.8.23) 連合高知 第10回執行委員会 (2024.9.17)	第13回中央執行委員会 (2024.10.18)
福岡県	野田 国義	ノダ クニヨシ	立憲民主党	1958/6/3	66	現②	連合福岡 第14回執行委員会 (2024.11.29)	
長崎県	深堀 浩	フカホリ ヒロシ	国民民主党	1965/8/10	59	新	連合長崎 第11回執行委員会 (2024.8.23)	第13回中央執行委員会 (2024.10.18)
大分県	吉田 忠智	ヨシタ タクトモ	立憲民主党	1956/3/7	68	元②	連合大分 第5回執行委員会 (2024.2.28)	第7回中央執行委員会 (2024.4.18)

自治労情報2024第0193号

2024年 11月 15日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博
(総合政治政策局)

2025年度政府予算案および所得税軽減策等に対する政党要請

11月13日、衆議院第1議員会館において、9時30分より国民民主党、10時30分より立憲民主党に対し、標記要請を行った。自治労からは山崎副委員長、森下総合政治政策局長、佐藤政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長、青山都市交通局長らが参加した。

国民民主党への要請では、玉木代表、榛葉幹事長を中心に20人を超える国会議員が参加した。添付要請書に基づき質疑を行い、自治体DXによる現場への影響、コロナ禍を経た保健所の現状、ふるさと納税の見直し、定年延長による職場状況、公共交通の維持・改善などについて意見交換を行った。また、103万円の壁問題について改めて自治労の見解を問われ、国民全体の生活の底上げ策として一定理解はするものの、地方税収の減少が招く影響について指摘し、地方への影響がないよう検討することを改めて求めた。

立憲民主党への要請では、小川幹事長、大島企業・団体交流委員長を中心に70人以上の国会議員が参加した。質疑ではマイナンバーカードの保険証利用による現場影響について引き続き情報共有を行うこと、また訪問介護事業所の運営に資するための介護報酬再改定などについて意見交換を行った。

 (国民民主党) 2025年度政府予算編成に関する要請書.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

 (立憲民主党) 2025年度政府予算編成に関する要請書.docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

 所得税減税政策に関する要請書(国民民主党).docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

 所得税減税政策に関する要請書(立憲民主党).docx (application/vnd.openxmlformats-officedocument.wordprocessingml.document)

 山崎副委員長と玉木代表.JPG (image/jpeg)

 国民民主党議員の皆さんと.JPG (image/jpeg)

 大島企業団体交流委員長、小川幹事長との要請書手交.JPG (image/jpeg)

 挨拶に立つ山崎副委員長IMG_6477.JPG (image/jpeg)

 挨拶に立つ小川幹事長.JPG (image/jpeg)

 満席となる会場.JPG (image/jpeg)

 立憲民主党議員の皆さんと.JPG (image/jpeg)

以上

2024年11月13日

立 憲 民 主 党

代 表 野 田 佳 彦 様

全 日 本 自 治 団 体 労 働 組 合

中央執行委員長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴党に敬意を表します。

この間、地方自治体は厳しい人員体制や財政状況に置かれながらも、高齢化に対応し得る社会保障の構築、少子化における子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化、脱炭素化など環境政策の充実、地域公共交通の確保など、複雑化また増大する行政需要に対応してきました。加えて、大規模な地震災害、各地で頻発している風水害、新興感染症対策、そして行政のデジタル化や物価高騰などへの対応も同時に求められています。

こうした中、地方一般財源総額についてはこの間、前年度の水準を下回らないことをおおよその目途に確保されてきましたが、多角化の一途をたどる行政需要に対し、従来通りの総額水準で対応し得るのか、大きな不安となっています。

つきましては、市民生活の維持・向上と地域社会の再生に資する2025年度予算編成となるよう、以下の通り要請します。

(◎が重点課題)

記

1. 地方の意見の十分な聴取と反映

- (1) 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方など、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、広範な地方の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
- (2) 現行の「国と地方の協議の場」については、国と地方のパートナーシップを強化する立場から、地方の声がより反映されるよう、地方団体と適宜協議を行い、政策策定機能を強化すること。

2. 地方財政の充実

- (1) 社会保障分野における人材確保と処遇改善、少子・高齢化対策、脱炭素化、地域活性化、行政のデジタル化、地域交通の確保など、増大する地域の財政需要を的確

に地方財政計画に反映させるため、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。また、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかること。

(◎)

- (2) とりわけ、子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現など、急増する社会保障ニーズへの対応と、その担い手確保のため、関連する予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。とくに、これら急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な財源措置を行うこと。
- (3) 保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については慢性的な人員不足に陥っていることから、引き続き保健所全体の体制強化にむけた財政措置を継続的に行うこと。(◎)
- (4) 健康危機管理および地域保健施策の推進のために、すべての市区町村に統括保健師を配置すること。また、そのための財政措置を行うこと。
- (5) 地方交付税については、財源保障機能と財政調整機能を適切に発揮するとともに、その原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、交付税率の引き上げなど抜本的な対応を行うこと。
- (6) 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- (7) 地域DXの推進については、この間、中央主導的に進められてきた傾向が強いことから、国と地方の協議の場なども通じながら、地方公共団体の実情を踏まえた施策とするとともに、その実現にむけた十分な財政支援を行うこと。とくに自治体情報システムの標準化に際して、運営費も含め、かかり増し費用が発生する場合は国費における負担とすること。また、標準化の移行期限について、より柔軟に対応すること。
- (8) 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加においては、自治体において大きな業務負荷また人員不足等を招いていることから、関係省庁と連携し、その財源も含め、より十分な支援を行うこと。
- (9) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法から外すこと。
- (10) 自治体庁舎や病院をはじめとする公共施設は、住民の生命・財産を守る拠点となることから、耐震化を含めたメンテナンスや緊急防災・減災事業について、引き続き十分な財源措置を継続すること。

3. 地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

- (1) 税制改革については、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融所得課税の総合課税化など、所得再分配機能の強化にむけて改革すること。また、給付付き税額控除を検討するなど、消費税における逆進性について対策を講じること。
- (2) より自律的な地方財政の確立にむけて、所得税および偏在性の小さい消費税について国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- (3) 各種税制の廃止・減税、新税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- (4) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであること、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出すこと、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があることなど、問題が多いことから、廃止すること。
- (5) 森林環境譲与税の譲与基準については、森林面積の割合を5%引き上げ、人口割合を5%引き下げたことによる効果の検証を行いながら、今後もより林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、引き続き譲与基準の見直しを検討すること。
- (6) 国の総合経済対策として地方財源を活用した減税政策は行わないこと。

4. 地方公務員の総人件費の確保

- (1) 対人サービスとしての社会保障、新興感染症の流行や自然災害など有事の際の対応など、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。あわせて、定年延長に伴う一時的な職員数の増加に対応した財源を確保すること。（◎）
- (2) この間、自治体における技能労務職員の削減を助長しかねない政策がとられてきたものの、自然災害やコロナ禍等への対応を経て、技能労務職員の必要性が再評価されていることから、基準財政需要額の算定にあたっては委託料より給与費を充実するよう改めること。（◎）
- (3) 会計年度任用職員の処遇改善について、遡及改定も含め常勤職員に準じた給与改定を行うために必要な財源を確保すること。あわせて、勤勉手当の支給も含め、会計年度任用職員のさらなる処遇改善にむけた財源を確保すること。その際、地方公営企業繰出基準においても明確な位置付けをはかるなど、特段の対応を行うこと。（◎）
- (4) 技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、国として不当な関与を行わないこと。また、民間給与との単

純比較に基づく給与抑制にむけた助言を行わないこと。

- (5) 地方自治体における障害者雇用について、法定雇用率の達成はもとより、さらなる雇用促進と合理的配慮のための財源を確保すること。

5. 東日本大震災等大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充

- (1) 被災地が安心して復興に集中できる環境をつくるため、引き続き震災復興特別交付税を確保し、被災自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。とくに被災から一定の年月が経過したことを踏まえ、復興住宅、防潮堤、県道などの維持管理にかかる費用についても財政的な支援を検討すること。あわせて、補助金適正化法の改正も視野に入れながら、復興事業により整備された公共施設の用途制限を緩和すること。
- (2) 東京電力福島第一原発事故による避難指示区域が解除された自治体においても、雇用を取り巻く環境や生活インフラの改善が十分に進んでいないこと、「ALPS処理水」の海洋放出も含め、放射線への不安が解消されていないこと、このため農業のみならず漁業の復興にも大きな影響が出ているなど、依然多くの課題が山積していることから、医療費や介護保険料の減免措置も含め、改めて当該自治体および住民の実情に即した各種支援を講ずること。とくに住民のメンタル面でのサポートに留意すること。
- (3) 中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう、財政措置を講じること。なお、被災自治体への人的支援も引き続き必要なことから、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。
- (4) 職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、メンタルヘルス対策の充実をはじめとした事業について十分な財政措置を行うこと。

6. 社会保障政策の拡充

- (1) 全世代型社会保障の構築にむけ、関係予算にかかる財源を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能・体制の強化、職員の処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (2) 「こども・子育て支援加速化プラン」に必要な予算の確保をはじめ、国・地方の子ども・子育て政策の強化にむけた財源を確保すること。
- (3) 介護保険制度、障害福祉サービスについて、質の高いサービスの提供体制の確保にむけ、関係省庁と連携し財政支援を行うこと。また、介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス水準の低下や市区町村格差を招かないよう財政措置を講じること。
- (4) 改正生活保護法・生活困窮者自立支援法の施行にむけ、本改正を実効あるものと

- するため、自治体等の実施体制が十分に整備できるよう財源の確保をはかること。
- (5) 改正児童福祉法による一時保護所入所時の判断における司法審査の実施にむけ、業務量の大幅な増加に見合った児童福祉司を増員するため、その財源について、地方交付税措置の充実をはかること。
 - (6) 2024年4月からの医師の働き方改革にあわせて、医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるための人員確保と必要な研修体制を整備するための財源を確保すること。
 - (7) 医療・介護DXの推進と医療・介護現場における質の向上、業務効率化のため、ICT関連機器やシステム導入に関する補助の財源を確保すること。
 - (8) 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、策定された公立病院経営強化プランの実施にあたっては、自治体、地域住民の意向を尊重し、地域の医療を維持できるものとする。また、機能分化・連携強化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、新興感染症対策や災害対応など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること。
 - (9) 公立・公的病院が主導的に担っている、不採算医療やへき地医療にかかる地方交付税の充実をはかること。
 - (10) 物価高騰による影響に対応するための財政支援を行うこと。また、病院建替えに伴う建築単価を引き上げること。(◎)
 - (11) 2024年度の人事院の大幅な賃上げ勧告を踏まえ、公立病院においても遡及改定を含む処遇改善が確実に実施されるための財政支援を行うこと。(◎)
 - (12) 大規模災害で被災した公立医療機関において、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能を回復・存続させるため、財政的支援を行うこと。(◎)
 - (13) 地方の自治体病院では薬剤師の確保が困難な状況にある。自治体病院の薬剤師の確保と定着のために、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、処遇改善（薬剤師俸給表の新設・初任給調整手当など）にむけた対策を講じること。
 - (14) また、獣医師の確保にむけても、同様に特段の配慮を行うこと。

7. 環境政策の推進

- (1) 脱炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。また、自治体の環境行政の推進と公共施設等の脱炭素化のための予算措置の確保を行うこと。
- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、とりわけ小規模自治体において法の趣旨に基づく運用がされるよう、より積極的な財政措置を講ずること。

- (3) 少子・超高齢化社会の進行に伴い、安否確認等とあわせた高齢者のごみ出しの支援、条例の制定によるごみ屋敷等への対応などの需要が増えてきていることから、各自治体がこうした事業を円滑に行えるよう財源を拡充すること。
 - (4) 廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規定強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。
 - (5) 資源循環型社会の実現にむけ、これまで以上に自治体における業務が増大すると同時に、災害時には被災地域における災害ごみの対応や被災地への派遣対応など、自治体の果たす役割が一層求められている現状を踏まえ、環境・廃棄物行政の体制強化にむけて関係する省庁と連携するとともに、必要な予算措置を確保すること。
- (◎)

8. 公共交通の改善および拡充にむけて

- (1) 地域により異なる公共交通の「クロスセクター効果」を十分に勘案し、既存のバスや鉄道などを活用しながら、地域公共交通が確保されるよう、現行の財政措置水準の維持・改善をはかること。このため国土交通省と連携し、地方自治体への財政支援を含む所要の措置を講じること。
- (2) 地域共生社会に資するまちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、交通政策専任者の配置および育成などのための財源を措置すること。
- (3) 普通交付税の個別算定項目において、道路橋りょう費に鉄道関連事項を組み入れるなどし、地域交通政策の拡充をはかること。また、新たな費目として地域交通費を位置付けるよう検討すること。(◎)
- (4) 都市モノレールは建設後の経年により、機器の更新等を迎えており多額の経費が経営に負担となっているが、モノレールについては補助対象外となっているので、対象とするなど拡充をはかること。

9. 指定管理職場・委託職場の改善にむけて

- (1) 自治体の指定管理職場・委託職場においても、同一労働同一賃金の実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うこと。また、非正規職員の処遇改善に伴う財源措置を行うこと。
- (2) 自治体において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応が十分に果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以 上

2024年11月13日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石 上 千 博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴党に敬意を表します。

この間、地方自治体は厳しい人員体制や財政状況に置かれながらも、高齢化に対応し得る社会保障の構築、少子化における子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化、脱炭素化など環境政策の充実、地域公共交通の確保など、複雑化また増大する行政需要に対応してきました。加えて、大規模な地震災害、各地で頻発している風水害、新興感染症対策、そして行政のデジタル化や物価高騰などへの対応も同時に求められています。

こうした中、地方一般財源総額についてはこの間、前年度の水準を下回らないことをおおよその目途に確保されてきましたが、多角化の一途をたどる行政需要に対し、従来通りの総額水準で対応し得るのか、大きな不安となっています。

つきましては、市民生活の維持・向上と地域社会の再生に資する2025年度予算編成となるよう、以下の通り要請します。

(◎が重点課題)

記

1. 地方の意見の十分な聴取と反映

- (1) 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方など、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、広範な地方の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
- (2) 現行の「国と地方の協議の場」については、国と地方のパートナーシップを強化する立場から、地方の声がより反映されるよう、地方団体と適宜協議を行い、政策策定機能を強化すること。

2. 地方財政の充実

- (1) 社会保障分野における人材確保と処遇改善、少子・高齢化対策、脱炭素化、地域活性化、行政のデジタル化、地域交通の確保など、増大する地域の財政需要を的確

に地方財政計画に反映させるため、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。また、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかること。

(◎)

- (2) とりわけ、子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現など、急増する社会保障ニーズへの対応と、その担い手確保のため、関連する予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。とくに、これら急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な財源措置を行うこと。
- (3) 保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については慢性的な人員不足に陥っていることから、引き続き保健所全体の体制強化にむけた財政措置を継続的に行うこと。(◎)
- (4) 健康危機管理および地域保健施策の推進のために、すべての市区町村に統括保健師を配置すること。また、そのための財政措置を行うこと。
- (5) 地方交付税については、財源保障機能と財政調整機能を適切に発揮するとともに、その原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、交付税率の引き上げなど抜本的な対応を行うこと。
- (6) 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- (7) 地域DXの推進については、この間、中央主導的に進められてきた傾向が強いことから、国と地方の協議の場なども通じながら、地方公共団体の実情を踏まえた施策とするとともに、その実現にむけた十分な財政支援を行うこと。とくに自治体情報システムの標準化に際して、運営費も含め、かかり増し費用が発生する場合は国費における負担とすること。また、標準化の移行期限について、より柔軟に対応すること。
- (8) 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加においては、自治体において大きな業務負荷また人員不足等を招いていることから、関係省庁と連携し、その財源も含め、より十分な支援を行うこと。
- (9) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法から外すこと。
- (10) 自治体庁舎や病院をはじめとする公共施設は、住民の生命・財産を守る拠点となることから、耐震化を含めたメンテナンスや緊急防災・減災事業について、引き続き十分な財源措置を継続すること。

3. 地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

- (1) 税制改革については、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融所得課税の総合課税化など、所得再分配機能の強化にむけて改革すること。また、給付付き税額控除を検討するなど、消費税における逆進性について対策を講じること。
- (2) より自律的な地方財政の確立にむけて、所得税および偏在性の小さい消費税について国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- (3) 各種税制の廃止・減税、新税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- (4) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであること、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出すこと、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があることなど、問題が多いことから、廃止すること。
- (5) 森林環境譲与税の譲与基準については、森林面積の割合を5%引き上げ、人口割合を5%引き下げたことによる効果の検証を行いながら、今後もより林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、引き続き譲与基準の見直しを検討すること。
- (6) 国の総合経済対策として地方財源を活用した減税政策は行わないこと。

4. 地方公務員の総人件費の確保

- (1) 対人サービスとしての社会保障、新興感染症の流行や自然災害など有事の際の対応など、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。あわせて、定年延長に伴う一時的な職員数の増加に対応した財源を確保すること。（◎）
- (2) この間、自治体における技能労務職員の削減を助長しかねない政策がとられてきたものの、自然災害やコロナ禍等への対応を経て、技能労務職員の必要性が再評価されていることから、基準財政需要額の算定にあたっては委託料より給与費を充実するよう改めること。（◎）
- (3) 会計年度任用職員の処遇改善について、遡及改定も含め常勤職員に準じた給与改定を行うために必要な財源を確保すること。あわせて、勤勉手当の支給も含め、会計年度任用職員のさらなる処遇改善にむけた財源を確保すること。その際、地方公営企業繰出基準においても明確な位置付けをはかるなど、特段の対応を行うこと。（◎）
- (4) 技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決

定する権利を尊重し、国として不当な関与を行わないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制にむけた助言を行わないこと。

- (5) 地方自治体における障害者雇用について、法定雇用率の達成はもとより、さらなる雇用促進と合理的配慮のための財源を確保すること。

5. 東日本大震災等大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充

- (1) 被災地が安心して復興に集中できる環境をつくるため、引き続き震災復興特別交付税を確保し、被災自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。とくに被災から一定の年月が経過したことを踏まえ、復興住宅、防潮堤、県道などの維持管理にかかる費用についても財政的な支援を検討すること。あわせて、補助金適正化法の改正も視野に入れながら、復興事業により整備された公共施設の用途制限を緩和すること。
- (2) 東京電力福島第一原発事故による避難指示区域が解除された自治体においても、雇用を取り巻く環境や生活インフラの改善が十分に進んでいないこと、「ALPS処理水」の海洋放出も含め、放射線への不安が解消されていないこと、このため農業のみならず漁業の復興にも大きな影響が出ているなど、依然多くの課題が山積していることから、医療費や介護保険料の減免措置も含め、改めて当該自治体および住民の実情に即した各種支援を講ずること。とくに住民のメンタル面でのサポートに留意すること。
- (3) 中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう、財政措置を講じること。なお、被災自治体への人的支援も引き続き必要なことから、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。
- (4) 職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、メンタルヘルス対策の充実をはじめとした事業について十分な財政措置を行うこと。

6. 社会保障政策の拡充

- (1) 全世代型社会保障の構築にむけ、関係予算にかかる財源を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能・体制の強化、職員の処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (2) 「こども・子育て支援加速化プラン」に必要な予算の確保をはじめ、国・地方の子ども・子育て政策の強化にむけた財源を確保すること。
- (3) 介護保険制度、障害福祉サービスについて、質の高いサービスの提供体制の確保にむけ、関係省庁と連携し財政支援を行うこと。また、介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス水準の低下や市区町村格差を招かないよう財政措置を講じること。

- (4) 改正生活保護法・生活困窮者自立支援法の施行にむけ、本改正を実効あるものとするため、自治体等の実施体制が十分に整備できるよう財源の確保をはかること。
- (5) 改正児童福祉法による一時保護所入所時の判断における司法審査の実施にむけ、業務量の大幅な増加に見合った児童福祉司を増員するため、その財源について、地方交付税措置の充実をはかること。
- (6) 2024年4月からの医師の働き方改革にあわせて、医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるための人員確保と必要な研修体制を整備するための財源を確保すること。
- (7) 医療・介護DXの推進と医療・介護現場における質の向上、業務効率化のため、ICT関連機器やシステム導入に関する補助の財源を確保すること。
- (8) 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、策定された公立病院経営強化プランの実施にあたっては、自治体、地域住民の意向を尊重し、地域の医療を維持できるものとする。また、機能分化・連携強化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、新興感染症対策や災害対応など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること。
- (9) 公立・公的病院が主導的に担っている、不採算医療やへき地医療にかかる地方交付税の充実をはかること。
- (10) 物価高騰による影響に対応するための財政支援を行うこと。また、病院建替えに伴う建築単価を引き上げること。(◎)
- (11) 2024年度の人事院の大幅な賃上げ勧告を踏まえ、公立病院においても遡及改定を含む処遇改善が確実に実施されるための財政支援を行うこと。(◎)
- (12) 大規模災害で被災した公立医療機関において、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能を回復・存続させるため、財政的支援を行うこと。(◎)
- (13) 地方の自治体病院では薬剤師の確保が困難な状況にある。自治体病院の薬剤師の確保と定着のために、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、処遇改善(薬剤師俸給表の新設・初任給調整手当など)にむけた対策を講じること。
- (14) また、獣医師の確保にむけても、同様に特段の配慮を行うこと。

7. 環境政策の推進

- (1) 脱炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。また、自治体の環境行政の推進と公共施設等の脱炭素化のための予算措置の確保を行うこと。
- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、とりわけ小規模自治体において法の趣旨に基づく運用がされるよう、より積極的な財政措

置を講ずること。

- (3) 少子・超高齢化社会の進行に伴い、安否確認等とあわせた高齢者のごみ出しの支援、条例の制定によるごみ屋敷等への対応などの需要が増えてきていることから、各自治体がこうした事業を円滑に行えるよう財源を拡充すること。
 - (4) 廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規定強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。
 - (5) 資源循環型社会の実現にむけ、これまで以上に自治体における業務が増大すると同時に、災害時には被災地域における災害ごみの対応や被災地への派遣対応など、自治体の果たす役割が一層求められている現状を踏まえ、環境・廃棄物行政の体制強化にむけて関係する省庁と連携するとともに、必要な予算措置を確保すること。
- (◎)

8. 公共交通の改善および拡充にむけて

- (1) 地域により異なる公共交通の「クロスセクター効果」を十分に勘案し、既存のバスや鉄道などを活用しながら、地域公共交通が確保されるよう、現行の財政措置水準の維持・改善をはかること。このため国土交通省と連携し、地方自治体への財政支援を含む所要の措置を講じること。
- (2) 地域共生社会に資するまちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、交通政策専任者の配置および育成などのための財源を措置すること。
- (3) 普通交付税の個別算定項目において、道路橋りょう費に鉄道関連事項を組み入れるなどし、地域交通政策の拡充をはかること。また、新たな費目として地域交通費を位置付けるよう検討すること。(◎)
- (4) 都市モノレールは建設後の経年により、機器の更新等を迎えており多額の経費が経営に負担となっているが、モノレールについては補助対象外となっているので、対象とするなど拡充をはかること。

9. 指定管理職場・委託職場の改善にむけて

- (1) 自治体の指定管理職場・委託職場においても、同一労働同一賃金の実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うこと。また、非正規職員の処遇改善に伴う財源措置を行うこと。
- (2) 自治体において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応が十分に果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以 上

2024年11月13日

立 憲 民 主 党

代 表 野 田 佳 彦 様

全 日 本 自 治 団 体 労 働 組 合

中央執行委員長 石 上 千 博

所得課税軽減策等に対する要請書

日頃より市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴党に敬意を表します。

さて、いわゆる「103万円の壁」問題への対応として、基礎控除等を103万円から178万円に拡大することにより、国民生活の底上げをはかろうとする国民民主党の提言につきましては、一定理解するところでありますが、その政策が所得税収に与える影響額として、政府は国分についてマイナス4兆円弱程度と見込んでおり、地方住民税収についても、ほぼ同額の影響が出るとしています。

ご承知のとおり、昨今の地方行政需要は複雑化また増大化の一途を辿っています。地方税は自治の根幹をなす極めて重要な財源であり、市民生活の維持・向上のためには強固な財政基盤の確立が求められます。つきましては、地方財政を守る観点から、以下の通り要請します。

記

1. 国の実施する政策により、地方固有の財源を棄損することがないように慎重な検討を行うこと。また、その補填の際、臨時財政対策債を発行する等、結果として自治体にも負担を負わせるようなことがないように十分配慮すること。
2. 自治体においては、今後、人事院勧告等を受けた賃金改定、会計年度任用職員の処遇改善、物価高騰への対応など、大幅な人件費の増額が求められており、地方税等の減収は賃上げによる地域経済の好循環を阻害しかねないことから、所得課税軽減策が地方に影響しないよう極めて慎重な検討を行うこと。
3. 所得税収の33.1%は地方交付税の原資に充てられていることから、仮に所得税収が減少する政策を実施する場合は、地方交付税率を引き上げ、その減収分を補填するなど、抜本的な制度改定を検討すること。

以上

2024年11月13日

国民民主党

代表 玉木 雄一郎 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 石 上 千 博

所得課税軽減策等に対する要請書

日頃より市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴党に敬意を表します。

さて、いわゆる「103万円の壁」問題への対応として、基礎控除等を103万円から178万円に拡大することにより、国民生活の底上げをはかろうとする貴党の提言につきましては、一定理解するところでありますが、その政策が所得税収に与える影響額として、政府は国分についてマイナス4兆円弱程度と見込んでおり、地方住民税収についても、ほぼ同額の影響が出るとしています。

ご承知のとおり、昨今の地方行政需要は複雑化また増大化の一途を辿っています。地方税は自治の根幹をなす極めて重要な財源であり、市民生活の維持・向上のためには強固な財政基盤の確立が求められます。つきましては、地方財政を守る観点から、以下の通り要請します。

記

1. 国の実施する政策により、地方固有の財源を棄損することがないように慎重な検討を行うこと。また、その補填の際、臨時財政対策債を発行する等、結果として自治体にも負担を負わせるようなことがないように十分配慮すること。
2. 自治体においては、今後、人事院勧告等を受けた賃金改定、会計年度任用職員の処遇改善、物価高騰への対応など、大幅な人件費の増額が求められており、地方税等の減収は賃上げによる地域経済の好循環を阻害しかねないことから、所得課税軽減策が地方に影響しないよう極めて慎重な検討を行うこと。
3. 所得税収の33.1%は地方交付税の原資に充てられていることから、仮に所得税収が減少する政策を実施する場合は、地方交付税率を引き上げ、その減収分を補填するなど、抜本的な制度改定を検討すること。

以上

2025 年度政府予算案・地方財政対策に関する談話

1. 政府は2024年12月27日、2025年度政府予算案を閣議決定し、一般会計の歳出総額は約115.5兆円と過去最大、3年連続で110兆円を超える大規模な予算編成となった。コロナ禍以降、歳出構造を平時に戻すべきとの指摘も聞かれたが、コロナ禍以前の当初予算が100兆円を下回る水準であったことを思えば、ここ数年の予算編成を見ても、むしろ「大判振る舞い」の傾向が強く、政府が財政健全化に本腰を入れているとは言い難い。
2. 歳出において際立つのは、防衛力整備計画対象経費である。社会保障費については、高齢化による増加分におさめる方針が取られているとはいえ、その伸びは約5,585億円であり、防衛費はそれを超える約7,498億円の伸びとなっている。改めて、今の政府が何を重要視しているのか問われる内容である。また歳入においては、税収も過去最大の約78兆4,400億円となったが、それにもかかわらず公債金は約28兆6,490億円となり、歳入を歳出がはるかに上回るという国債頼みの構造には何ら変化がない。なお、歳出における国債費も28兆2,179億円と過去最高となった。これは歳出全体のおよそ4分の1が借金の返済にあてられていることを示しており、日本の財政の硬直化が年々深刻化していく現れといえる。
3. 政府自身が「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算と銘打ち、公務員・保育士の給与改善、公共調達への価格転嫁円滑化などに力点を置いていることは評価したい。これらの措置が地域公共サービス分野における実際の処遇改善に結びつくよう、自治労としても、引き続き、その実態把握と効果の検証に取り組んでいく。
4. 石破内閣は地方創生を重要政策課題と位置付けている。このため地方創生交付金を倍増し2,000億円確保したことは、地方の自主性と創意工夫を促す施策として一定評価する。しかし、東京一極集中を是正するという目標に照らして、その財政規模が十分といえるのか、また施策としての継続性がどの程度担保されるのか不明である。地方創生という大きな課題を達成するならば、その施策も単年度では実効性に乏しく、より長期的に展開されるべきであり、地方からの期待も込めて、一層の対応を求めたい。なお、こうした交付金について歓迎はしつつも、各自治体においては、多角化また増大する行政需要に対応し得る、より自律的な地方財政の確立こそが真に求められているということも、あえて指摘しておきたい。
5. 2025年度地方財政対策については、一般財源総額が交付団体ベースで約63.8兆円（前年比1.1兆円増）と前年度を上回る水準が確保されている。地方交

付税総額は 19.0 兆円と対前年比 0.3 兆円増。臨時財政対策債の発行額が 2001 年度の制度創設以来、初めてゼロとなったことについては、起債に頼った国家財政の運営とは一線を画し、自治体をはじめとする地方財政関係者による、健全化に向けた長年の努力の結果として受け止める。地方財政全体での長期債務残高は 171 兆円に上ることから、地方財政がただちに盤石化したとまでは言えないものの、地方財政対策全般としては地方の要望にも応えるものとして一定評価する。

6. なお、与党税制改正大綱では、2025 年度から所得税の控除額を 103 万円から 123 万円に引き上げることが明記された。これによる地方財政への影響は、地方交付税法定率分として 0.2 兆円程度の減少にとどまると見込まれている。しかし、現下の国会情勢に鑑みれば、その見通しは依然不透明である。税制大綱に基づき、いわゆる 103 万円の壁を 178 万円まで引き上げた場合、個人住民税における減収見込みは 4 兆円程度にまで跳ね上がる。そのうえ、ガソリン税の暫定税率廃止が実施された場合、国と地方を合わせ、さらに 1 兆 5,000 億円程度の減収となり、これまでの予算編成のあり方を根底から見直す必要が生じる。地方の声を含め、そのための熟議が尽くされたとは到底思えない。
7. この間の地方財政健全化にむけた、関係者の努力を無にすることがあつてはならず、国として減税政策を行うならば、地方固有の財源まで棄損すべきではない。恒久的な減税政策を実施するのであれば、その補填措置も恒久化する必要があり、政府には地方交付税率を引き上げるなど、より抜本的な制度改定を行うことを求める。また、各政党に対しても、地方財政の自律性を最大限尊重する対応を強く求めていく。
8. 一方、地方公務員の給与改定等分として 0.8 兆円が確保された。さらに 2025 年度の給与改定に備え、一般行政経費（単独）分として給与改善費 0.2 兆円も計上されている。追加財政需要分ではなく、当初から常勤職員のみならず会計年度任用職員における賃上げも織り込んだ措置として、積極的に受け止めたい。賃上げにむけた社会的な好循環を構築する立場から、2025 春闘への取り組みにつなげなければならない。
9. また、地域医療提供体制の確保にむけて新たな地方債制度の創設や建築単価の引き上げなどが行われているが、公立・公的病院全体の経営改善支援としては、まだ不十分と言わざるを得ない。とくに多くの医療関係従事者はその経営難に影響され、現下の賃上げ基調からも取り残されている。0.2 兆円の給与改善費については地方公営企業分も一定見込まれていることから、賃上げの好循環につなげるための現場の取り組みと並行し、政府に対しては、公立・公的病院の経営改善にむけた特段の配慮を求めたい。

10. 自治体DXの推進にむけて、デジタル活用推進事業債を創設したことについては、地方の需要に応えるものとして受け止める。しかし、その対象はシステム導入時の初期費用などとされており、実際には多くの自治体において、ガバメントクラウドの利用におけるランニングコストの増大が深刻な問題として顕在化している。こうした運営費に対する支援をいかに実施するのか、政府の責任として引き続き、追及する必要がある。
11. 新しい地方経済・生活環境創生事業費（仮称）の内訳として、地方創生推進費1兆円が確保されており、旧まち・ひと・しごと創生事業費分と同額が今回も維持されることとなる。しかし地方創生推進費においては、地方の自主性・主体性を最大限発揮することを求めている一方、その一部において行革努力分による算定指標が引き続き採用されるとみられ、本来の趣旨と矛盾している。地方の自主性・主体性を求めるならば、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかるべきである。
12. 2025年度地方一般財源総額は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」における、前年度比同水準ルールにも即して確保されているが、実際には賃上げ基調や物価高騰にも対応した、より積極的な地方財政の確保が求められる。少数与党による国会運営となる中、野党側の存在感は飛躍的に高まっており、自治労としての考え方をいままで以上に反映させる土壌は整っている。このため、協力国会議員団、立憲民主党をはじめとする協力政党、地方3団体など広範な連携を取りつつ、地方財政確立の取り組みを強化する。

2025年1月8日
全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

2025 年度政府予算案・地方財政計画について

一般会計の歳出総額は約 115.5 兆円と過去最大、3 年連続で 110 兆円を超える大規模な予算編成となり、政府が財政健全化に本腰を入れているとは言い難い。しかし、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行するための予算と銘打ち、公務員・保育士の給与改善、公共調達への価格転嫁円滑化などに力点を置いていることは評価したい。

2025 年度地方財政対策については、一般財源総額が交付団体ベースで約 63.8 兆円（前年比 1.1 兆円増）と前年度を上回る水準が確保されている。地方交付税総額は 19.0 兆円と対前年比 0.3 兆円増。臨時財政対策債の発行額が 2001 年度の制度創設以来、初めてゼロとなり、地方財政対策全般としては地方の要望にも応えるものとして一定評価する。一方で以下の課題もある。

1. 「103 万円の壁」について

2025 年度から所得税の控除額を 103 万円から 123 万円に引き上げることによる地方財政への影響は、地方交付税法定率分として 0.2 兆円程度の減少にとどまると見込まれている。しかし、現下の国会情勢に鑑みれば、その見通しは依然不透明である。178 万円まで引き上げた場合、個人住民税の減収見込みは 4 兆円程度にまで跳ね上がる。そのうえ、ガソリン税の暫定税率廃止が実施された場合、国と地方を合わせ、さらに 1 兆 5,000 億円程度の減収となる。国として減税政策を行うならば、地方固有の財源まで棄損すべきではない。恒久的な減税政策を実施するのであれば、その補填措置も恒久化する必要があり、政府には地方交付税率を引き上げるなど抜本的な制度改定を求めるとともに、地方財政の自律性を最大限尊重する対応を強く求める。

2. 給与関係経費について

地方公務員の給与改定等分として 0.8 兆円が確保された。さらに 2025 年度の給与改定に備え、一般行政経費（単独）分として給与改善費 0.2 兆円も計上されたことは積極的に受け止めたい。また、地域医療提供体制の確保にむけて新たな地方債制度の創設や建築単価の引き上げなどが行われているが、公立・公的病院全体の経営改善支援としては、まだ不十分と言わざるを得ない。多くの医療関係従事者は経営難に影響されて現下の賃上げ基調から取り残されており、政府に対しては、公立・公的病院の経営改善にむけた特段の配慮を求めたい。

3. 地方創生交付金について

地方創生交付金を倍増し 2,000 億円確保したことは、地方の自主性と創意工夫を促す施策として一定評価する。しかし、東京一極集中を是正するという目標に照らして、その財政規模が十分といえるのか、また施策としての継続性がどの程度担保されるのか不明である。地方創生という大きな課題を達成するならば、その施策も単年度では実効性に乏しく、長期的に展開されるべきであり、より一層の対応を求める。

所得課税軽減策等に対する対応について

- （１）与党税制改正大綱では、2025 年度から所得税の控除額を 103 万円から 123 万円に引き上げることが明記された。これによる地方財政への影響は、地方交付税法定率分として 0.2 兆円程度の減少にとどまると見込まれている。しかし、現下の国会情勢に鑑みれば、その見通しは依然不透明である。税制大綱に基づき、いわゆる 103 万円の壁を 178 万円まで引き上げた場合、個人住民税における減収見込みは 4 兆円程度にまで跳ね上がる。
- （２）手取りを増やすことにより国民生活の向上をはかろうとする考え方については一定理解するところではある。しかし、地方税は自治の根幹をなす極めて重要な財源であり、市民生活の維持・向上のためには強固な財政基盤の確立が求められる。本部では昨年 11 月～12 月にかけて、地方財政を守る観点から以下の 3 点について政党要請を行うとともに、地方三団体とも課題認識を共有してきた。今後も議論の状況を注視し、組織内・協力国会議員と連携して必要な対策に取り組んでいく。
- ① 国の実施する政策により、地方固有の財源を棄損することがないように慎重な検討を行うこと。また、その補填の際、臨時財政対策債を発行する等、結果として自治体にも負担を負わせるようなことがないように十分配慮すること。
 - ② 自治体においては、今後、人事院勧告等を受けた賃金改定、会計年度任用職員の処遇改善、物価高騰への対応など、大幅な人件費の増額が求められており、地方税等の減収は賃上げによる地域経済の好循環を阻害しかねないことから、所得課税軽減策が地方に影響しないよう極めて慎重な検討を行うこと。
 - ③ 所得税収の 33.1%は地方交付税の原資に充てられていることから、仮に所得税収が減少する政策を実施する場合は、地方交付税率を引き上げ、その減収分を補填するなど、抜本的な制度改定を検討すること。

以 上

自治体のデジタル化に関する課題について

自治労では、県本部を通じて自治体業務のDXをめぐる職場状況調査を実施した。調査から得られた意見の特徴や課題については以下のとおり（調査期間：2024年9月6日～11月15日）。

こうした現場の実態を踏まえ、財政支援や人員体制の整備など自治体に対する支援策をより充実するようお願いしたい。

1. 基幹業務システムの標準化について

（1）移行期限について

- ・短期間での移行スケジュールが現場やベンダーに過度な負担を強いっている。
- ・現行スケジュールでは、自治体やベンダーが移行に十分な余裕を持てず、重大事故やサービス停止が懸念される。

（2）財政負担について

- ・ガバメントクラウド移行によるランニングコストが予測以上に増加している。
- ・システム改修や新しい仕様に伴う費用が増大し、自治体財政に大きな負担がかかっている。
- ・現状では、補助金が初期費用のみに限定されており、ランニングコストが対象外であるため、ランニングコストへの支援を求める。

（3）人的リソースについて

- ・自治体職員およびシステムベンダーの人的リソースが逼迫している。
- ・標準仕様書やガバメントクラウド移行手順の専門性が高すぎるため、一般職員が対応できない。

2. マイナンバーカードと保険証の一体化について

- ・医療現場での正確な運用や、マイナンバーカードの取得が困難な高齢者や寝たきりの方に対するサポート体制に関する課題がある。
- ・マイナ保険証関連の新たな業務（資格確認書や資格情報送付など）が追加され、職員の負担が増大している。また、問い合わせや窓口対応の増加により時間外勤務が増え、人件費が圧迫されている。
- ・国が進める仕組み（PMH など）の全体像が見えないため、現場が混乱している。

3. 戸籍への振り仮名記載について

- ・膨大なデータに振り仮名を付与する作業が、自治体職員の負担となっている。住民への周知や問い合わせ対応の負担が増加する懸念もあるが、人員体制が整備されていない。
- ・難読文字や特殊ケースに対する具体的な指針や国の責任ある対応が求められている。
- ・補助金の詳細が不透明で業務に支障が出ている。補助金の拡充や交付前倒しが求められている。

4. その他

- ・マイナポータルで様々な手続きが可能になった反面、住民への説明など窓口対応が増加している。さらに今後、マイナンバーカードの電子証明書の更新手続き等が集中し、来庁者が大幅に増加することが見込まれるため、人員体制の整備が必要。

自治体DXに関する職場課題について

（１）国は自治体基幹業務システムの標準化について、2025 年度末（2026 年 3 月末）までの対応を求めている。これと並行し、法務省は 2025 年 5 月頃を目途に新たに戸籍に氏名の振り仮名を記載する制度を、また一方では健康保険証とマイナンバーカードの一体化も進められるなど、自治体業務はDX化をめぐり極めて多くの対応を余儀なくされている。そのため、自治体DXに関する職場の実態を把握するための意見集約を昨年 9 月～11 月にかけて実施した。

（２）職場課題として、主に次のような内容が報告された。今後の対応として、課題解決にむけて協力政党や関係省庁への申し入れなどに取り組んでいく。

① 基幹業務システムの統一・標準化について

- ・ 2025 年度末までの移行期限が厳しく、現実的でない。
- ・ 自治体やベンダーの人的リソース不足が深刻化している。
- ・ システム移行や運用にかかる経費が大幅増となっている。
- ・ 関係省庁間の調整不足により、自治体への情報伝達が遅れ、現場で混乱が生じている。
- ・ 通常業務に加え移行準備の負担が増し、過剰な負担となっている。

② 戸籍への振り仮名の記載について

- ・ 大量のデータに個別に振り仮名をつける作業が困難で、通常業務と並行して行うには限界がある。
- ・ 国がコールセンターを設置するものの、住民からの問い合わせは自治体に集中するおそれがある。
- ・ 振り仮名の判断基準や手続きの詳細等について、情報が示されるのが遅い。
- ・ 補助対象の拡大や交付決定の早期化など、国からのさらなる財政支援が必要。

③ 保険証とマイナンバーカードの一体化について

- ・ マイナ保険証と現行保険証の並行運用、資格確認書の交付、住民からの問い合わせなどで業務負担が増している。
- ・ 高齢者等にとっては、マイナンバーカード発行や保険証との紐づけが困難である。
- ・ 短期保険証廃止に伴い、滞納者への接触機会が減少し、保険料収納率の低下が懸念される。
- ・ 国からの具体的な運用方針の通知が遅く、現場対応が追いついていない。

以 上

第 7 次エネルギー基本計画に対する自治労の考え方について

<経過と課題>

1. 経済産業省の総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、次期（第 7 次）「エネルギー基本計画」の案がまとめられ、2024 年 12 月 25 日に開催された同分科会で了承された。

第 6 次エネルギー基本計画では、原子力の利用について「再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」としていた方針が、新たな第 7 次案では削除された。また、2050 年の「カーボンニュートラル」の実現や、ウクライナおよび中東情勢をめぐる「エネルギー分野におけるインフレーション」、D X や G X の進展にともなう今後のエネルギー需要の増大などを理由に、2040 年度の電源構成の見通しについて、原子力を「2 割程度」として既設の原子炉を「最大限活用」するとしている。さらに、G X 基本方針では、廃炉後の原子炉の建て替えを同一敷地内としていたものを、同一事業者の原発敷地内であれば建て替えを認めるとしている。その上、次世代革新炉の研究開発を進めるとするなど、重大な方針転換がされている。

2. 本計画案について、資源エネルギー庁は 2024 年 12 月 27 日から 2025 年 1 月 26 日の間にパブリック・コメントによる意見公募を実施し、自治労としては、以下を趣旨とする意見反映を行った。
 - ① これまで「可能な限り原発依存度を低減する」としていた方針を「原子力を…最大限活用していく」と転換することは、福島第一原発事故を踏まえればありえない。
 - ② 何世代にも影響をおよぼす原子力の活用を、第 6 次基本計画から短期間で方針転換し、取りまとめることに反対し撤回を求める。
 - ③ 政府は被害者の痛みに向き合い、被害者救済や事故の原因究明、福島第一原発施設の安全確保、事故の教訓の伝承を最優先し、脱原発をめざして再生可能エネルギー施策への財政投入こそ最優先で進めるべき。
 - ④ 現状、市民の参加は意見箱やパブコメなどに限られており、国会での議論もなく閣議決定されている。すべての国民が影響を受ける計画なので民主的で透明性の高い議論を行うべき。

2025年度自治労出身地方連合会 役員名簿

2025/2/5時点

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
1	北海道	佐藤 環樹	副会長		委員長
2		和田 英浩	事務局長	○	特別執行委員
3		永田 重人	総合政策局長	○	特別執行委員
4		河原崎 育子	執行委員		女性部長
5		長山 翔汰	執行委員		青年部長
6		吉田 賢一	石狩地協事務局長	○	
7		山口 裕一	石狩地協副事務局長	○	
8		長谷川 義樹	渡島地協事務局長	○	
9		萩尾 竜司	空知地協事務局長	○	
10		武田 研二	網走地協事務局長	○	
11	青森	佐藤 英司	副会長		委員長
12		根上 要	執行委員		女性部長
13		工藤 公嗣	副事務局長	○	中央常任指導員
14	岩手	伊藤 裕一	会長	○	特別執行委員
15		今野 善文	副事務局長	○	特別執行委員
16		日蔭 丈朗	執行委員		書記次長
17	宮城	北舘 和彦	副会長		副委員長
18		岸 善則	副事務局長	○	特別執行委員
19		伊藤 秀樹	仙北地協事務局長	○	特別執行委員
20	秋田	小川 純	会長	○	特別執行委員
21		水木 卓	副会長		委員長
22		齋藤 雅樹	執行委員／地協事務局長		副委員長
23	山形	船山 整	会長	○	特別執行委員
24		渡部 貴之	副会長		委員長
25		齋藤 富士雄	執行委員		書記長
26	福島	澤田 精一	会長	○	特別執行委員
27		澤村 英行	副会長		委員長
28	新潟	登坂 崇規	副会長		委員長
29		横澤 勝之	中越地協事務局長	○	特別執行委員
30		伊藤 桂一	執行委員		書記長
31		戸根 正人	副事務局長	○	特別執行委員
32	群馬	佐藤 英夫	会長	○	特別中央執行委員
33		中林 真啓	副事務局長	○	中央執行委員
34		飯島 潤治	執行委員		書記長
35	栃木	石塚 利雄	会長代行		委員長
36		沼子 直美	副事務局長	○	特別執行委員
37		赤松 功紀	執行委員		書記長
38		前田 美佳	執行委員		執行委員
39	茨城	千歳 益彦	副会長		委員長
40		生井澤 律子	副事務局長	○	特別執行委員
41	埼玉	前原 朝子	副会長		委員長
42		堀越 弘宣	執行委員		書記長
43	東京	松村 誠治	副会長		委員長
44		佐々木 珠	副事務局長	○	特別中央執行委員
45		笹川 勝宏	執行委員		書記長

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
46		柳川 幹司	三多摩ブロック地域・組織アドバイザー	○	
47	千葉	伊藤 成司	副会長		委員長
48		田嶋 邦夫	副事務局長	○	特別執行委員
49		渡邊 久展	執行委員		書記次長
50	神奈川	蓼沼 宏幸	会長代行		委員長
51		阿部 嘉弘	事務局長	○	特別中央執行委員
52		萩原 周子	副事務局長	○	特別中央執行委員
53		中野 雅臣	執行委員		書記長
54	山梨	藤田 洋二	湘南地域連合事務局長		特別中央執行委員
55		白倉 和也	副会長		委員長
56		松木 友幸	執行委員		副委員長
57	長野	西澤 忠司	副会長		委員長
58		小日向 茂	副事務局長	○	特別執行委員
59		小川 晃	執行委員		書記長
60	富山	鴨野 浩一	副会長		委員長
61		阿閉 智	執行委員		
62	石川	宮鍋 正志	副会長		委員長
63		村上 睦	副事務局長	○	特別中央執行委員
64	福井	大嶋 智	副会長		委員長
65		橋岡 克典	事務局長	○	副執行委員長
66		土田 利幸	執行委員		副委員長
67		中澤 健太	嶺南地協事務局長	○	
68	静岡	福井 淳	副会長		委員長
69		神原 光	執行委員		書記長
70		沼 宣子	執行委員		書記
71	愛知	足立 潔重	副会長		委員長
72		坂田 有紀	副事務局長/財政局長	○	副委員長
73		鈴木 武夫	執行委員		副委員長
74		杉浦 敦子	執行委員		
75	岐阜	子安 英俊	副会長		委員長
76		平光 貴博	執行委員		書記長
77		太田 維久	執行委員		中央執行委員
78	三重	原田 貴文	副会長		委員長
79		藤田 和彦	事務局長	○	特別中央執行委員
80		橋本 麻友美	執行委員		執行委員
81	滋賀	佐賀 春樹	副会長	○	委員長
82		工藤 博司	執行委員		書記長
83	京都	岡本 哲也	副会長		委員長
84		下村 幸児	副事務局長	○	
85		増永 浩子	執行委員		副委員長
86		川戸 英美	執行委員		書記長
87		谷口 富士夫	乙訓地協事務局長	○	
88	奈良	桐木 正明	副会長		委員長
89		杉田 勝哉	副事務局長		書記長
90		吉村 聖子	副事務局長	○	副委員長
91		須貝 縦	執行委員		書記次長
92		宮本 幸代	執行委員		

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
93		北浦 竜二	執行委員		執行委員
94		藤本 恵多	オルガナイザー	○	
95	和歌山	加藤 康夫	会長代行		委員長
96		鈴木 淳	副事務局長	○	特別執行委員
97		日吉 邦彦	執行委員		書記長
98	大阪	國眼 恵三	副会長		委員長
99		樋口 伸介	副事務局長	○	特別執行委員
100		明石 侑一	執行委員		書記長
101		高屋 ゆき子	執行委員		
102		徳野 尚	大阪市地協事務局長	○	特別執行委員
103		横山 由梨子	女性委員会副委員長		執行委員
104	兵庫	山下 忠之	副会長		委員長
105		西田 浩樹	副事務局長	○	特別執行委員
106		尾西 亮太郎	執行委員		書記長
107		山本 由美子	執行委員		執行委員
108	岡山	富田 章史	副会長		委員長
109		柴田 真弘	執行委員		書記長
110		大島 康治	副事務局長	○	特別執行委員
111	広島	藤井 則正	事務局長	○	特別執行委員
112		宗像 勇	南部地協事務局長	○	特別執行委員
113		中山 悦己	副会長		中央執行委員長
114		後藤 理香	副会長		副中央執行委員長
115		梅田 侑希	執行委員		中央執行委員
116	鳥取	山口 一樹	会長	○	特別執行委員
117		松本 善樹	副事務局長	○	特別執行委員
118		藤縄 和彦	副事務局長	○	特別執行委員
119		三浦 敏樹	執行委員		委員長
120		伊東 利恵	執行委員		副委員長
121	島根	成相 善朗	会長	○	特別執行委員
122		須田 晋次	副会長		委員長
123	山口	森本 正宏	副会長		委員長
124		豊村 雄二	副事務局長	○	特別執行委員
125	香川	大熊 正樹	会長代行		委員長
126		片山 隆司	副事務局長	○	特別執行委員
127		豊田 雅人	執行委員		副委員長
128		佐々木 牧	執行委員		
129	徳島	中川 孝文	会長代行		委員長
130		多田 要	副会長		
131		南 礼子	副事務局長	○	臨時執行委員
132	愛媛	中塚 広之	副会長		委員長
133		森口 貴之	執行委員		
134	高知	中平 正幸	会長代行		委員長
135		山崎 幹生	執行委員		書記長
136		永野 真美	執行委員		執行委員
137		宮本 博行	西地協事務局長	○	
138	福岡	藤田 桂三	会長	○	特別執行委員
139		野田 和之	副会長		委員長
140		坂田 邦宏	副事務局長	○	特別執行委員

	県本部名	名前	地方連合会役職	専従	県本部役職
141		平田 貢一郎	福岡地協事務局長	○	特別執行委員
142		原田 登喜雄	京築・田川地協事務局長	○	特別執行委員
143		新家 正浩	執行委員		書記長
144	佐賀	永石 亀	副事務局長		特別執行委員
145		藤 千香子	会計監査		書記次長/財政局長
146		菊永 昌和	副会長		委員長
147	長崎	種村 和久	副事務局長	○	特別執行委員
148		中嶋 聖子	副事務局長	○	特別執行委員
149		村田 元輝	会計監査		書記次長
150		溝口 慎一郎	副会長		委員長
151		河野 智宏	副事務局長	○	執行委員
152	大分	鹿嶋 秀和	執行委員		書記長
153		西村 浩明	東部地域協議会事務局長	○	
154		佐藤 修治	南部地域協議会事務局長	○	
155		吉岡 英明	会長	○	特別執行委員
156	宮崎	中原 広幸	副会長		委員長
157		山内 翔太	特別執行委員		執行委員
158		村田 和男	都北地協事務局長	○	
159		木村 光伸	副会長		委員長
160	熊本	徳富 幸平	副事務局長	○	特別執行委員
161		霜出 奈美	副事務局長	○	書記
162		乗富 あずさ	執行委員		執行委員
163		満永 正幸	会長代行		委員長
164	鹿児島	豊田 一彦	執行委員		書記長/総務財政局長
165		上蘭 哲也	副事務局長	○	
166		仲宗根 哲	会長	○	特別執行委員
167	沖縄	前底 伸幸	副会長		委員長
168		宮里 勝	執行委員		書記長